

本資料において、改正前欄には、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（令和三年個人情報保護委員会告示第三号）による改正後の個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）を示す。

○ 個人情報保護委員会告示第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）</p> <p>目次</p> <p>1 [略]</p> <p>2 定義</p> <p>[2-1～2-3 略]</p> <p>2-4 個人情報データベース等（<u>法第 16 条第 1 項</u>関係）</p> <p>2-5 個人情報取扱事業者（<u>法第 16 条第 2 項・法第 2 条第 9 項、第 10 項、第 11 項・法別表第 2 関係</u>）</p> <p>2-6 個人データ（<u>法第 16 条第 3 項</u>関係）</p> <p>2-7 保有個人データ（<u>法第 16 条第 4 項</u>関係）</p> <p>2-8 個人関連情報（<u>法第 2 条第 7 項</u>関係）</p>	<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）</p> <p>目次</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 定義</p> <p>[2-1～2-3 同左]</p> <p>2-4 個人情報データベース等（<u>法第 2 条第 4 項</u>関係）</p> <p>2-5 個人情報取扱事業者（<u>法第 2 条第 5 項</u>関係）</p> <p>2-6 個人データ（<u>法第 2 条第 6 項</u>関係）</p> <p>2-7 保有個人データ（<u>法第 2 条第 7 項</u>関係）</p> <p>2-8 個人関連情報（<u>法第 26 条の 2 第 1 項</u>関係）</p>

- 2-9 個人関連情報取扱事業者（法第 16 条第 7 項関係）
- 2-10 仮名加工情報（法第 2 条第 5 項関係）
- 2-11 仮名加工情報取扱事業者（法第 16 条第 5 項関係）
- 2-12 匿名加工情報（法第 2 条第 6 項関係）
- 2-13 匿名加工情報取扱事業者（法第 16 条第 6 項関係）
- [2-14～2-17 略]
- 2-18 学術研究機関等（法第 16 条第 8 項関係）
- 2-19 「学術研究目的」
- 3 個人情報取扱事業者等の義務
 - 3-1 個人情報の利用目的（法第 17 条・第 18 条、第 21 条第 3 項関係）
 - 3-1-1 利用目的の特定（法第 17 条第 1 項関係）
 - 3-1-2 利用目的の変更（法第 17 条第 2 項、第 21 条第 3 項関係）
 - 3-1-3 利用目的による制限（法第 18 条第 1 項関係）
 - 3-1-4 事業の承継（法第 18 条第 2 項関係）
 - 3-1-5 利用目的による制限の例外（法第 18 条第 3 項関係）
 - 3-2 不適正利用の禁止（法第 19 条関係）
 - 3-3 個人情報の取得（法第 20 条・第 21 条関係）
 - 3-3-1 適正取得（法第 20 条第 1 項関係）
 - 3-3-2 要配慮個人情報の取得（法第 20 条第 2 項関係）
 - 3-3-3 利用目的の通知又は公表（法第 21 条第 1 項関係）
 - 3-3-4 直接書面等による取得（法第 21 条第 2 項関係）
 - 3-3-5 利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第 21 条第 4 項関係）
 - 3-4 個人データの管理（法第 22 条～第 25 条関係）

- 2-9 個人関連情報取扱事業者（法第 26 条の 2 第 1 項関係）
- 2-10 仮名加工情報（法第 2 条第 9 項関係）
- 2-11 仮名加工情報取扱事業者（法第 2 条第 10 項関係）
- 2-12 匿名加工情報（法第 2 条第 11 項関係）
- 2-13 匿名加工情報取扱事業者（法第 2 条第 12 項関係）
- [2-14～2-17 同左]
- [新設]
- [新設]
- 3 個人情報取扱事業者等の義務
 - 3-1 個人情報の利用目的（法第 15 条・第 16 条、第 18 条第 3 項関係）
 - 3-1-1 利用目的の特定（法第 15 条第 1 項関係）
 - 3-1-2 利用目的の変更（法第 15 条第 2 項、第 18 条第 3 項関係）
 - 3-1-3 利用目的による制限（法第 16 条第 1 項関係）
 - 3-1-4 事業の承継（法第 16 条第 2 項関係）
 - 3-1-5 利用目的による制限の例外（法第 16 条第 3 項関係）
 - 3-2 不適正利用の禁止（法第 16 条の 2関係）
 - 3-3 個人情報の取得（法第 17 条・第 18 条関係）
 - 3-3-1 適正取得（法第 17 条第 1 項関係）
 - 3-3-2 要配慮個人情報の取得（法第 17 条第 2 項関係）
 - 3-3-3 利用目的の通知又は公表（法第 18 条第 1 項関係）
 - 3-3-4 直接書面等による取得（法第 18 条第 2 項関係）
 - 3-3-5 利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第 18 条第 4 項関係）
 - 3-4 個人データの管理（法第 19 条～第 22 条関係）

- 3-4-1 データ内容の正確性の確保等（法第 22 条関係）
- 3-4-2 安全管理措置（法第 23 条関係）
- 3-4-3 従業員の監督（法第 24 条関係）
- 3-4-4 委託先の監督（法第 25 条関係）
- 3-5 個人データの漏えい等の報告等（法第 26 条関係）
 - [3-5-1・3-5-2 略]
 - 3-5-3 個人情報保護委員会への報告（法第 26 条第 1 項関係）
 - 3-5-4 本人への通知（法第 26 条第 2 項関係）
- 3-6 個人データの第三者への提供（法第 27 条～第 30 条関係）
 - 3-6-1 第三者提供の制限の原則（法第 27 条第 1 項関係）
 - 3-6-2 オプトアウトによる第三者提供（法第 27 条第 2 項～第 4 項関係）
 - 3-6-3 第三者に該当しない場合（法第 27 条第 5 項・第 6 項関係）
 - 3-6-4 外国にある第三者への提供の制限（法第 28 条関係）
 - 3-6-5 第三者提供に係る記録の作成等（法第 29 条関係）
 - 3-6-6 第三者提供を受ける際の確認等（法第 30 条関係）
- 3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第 31 条関係）
 - [削る]
 - 3-7-1 法第 31 条の適用の有無について
 - 3-7-2 本人の同意の取得方法
 - 3-7-3 本人の同意等の確認の方法（法第 31 条第 1 項関係）
 - 3-7-4 提供元における記録義務（法第 31 条第 3 項、第 30 条第 3 項関係）
 - 3-7-5 提供先の第三者における確認義務（法第 30 条第 1 項関係）

- 3-4-1 データ内容の正確性の確保等（法第 19 条関係）
- 3-4-2 安全管理措置（法第 20 条関係）
- 3-4-3 従業員の監督（法第 21 条関係）
- 3-4-4 委託先の監督（法第 22 条関係）
- 3-5 個人データの漏えい等の報告等（法第 22 条の 2関係）
 - [3-5-1・3-5-2 同左]
 - 3-5-3 個人情報保護委員会への報告（法第 22 条の 2第 1 項関係）
 - 3-5-4 本人への通知（法第 22 条の 2第 2 項関係）
- 3-6 個人データの第三者への提供（法第 23 条～第 26 条関係）
 - 3-6-1 第三者提供の制限の原則（法第 23 条第 1 項関係）
 - 3-6-2 オプトアウトによる第三者提供（法第 23 条第 2 項～第 4 項関係）
 - 3-6-3 第三者に該当しない場合（法第 23 条第 5 項・第 6 項関係）
 - 3-6-4 外国にある第三者への提供の制限（法第 24 条関係）
 - 3-6-5 第三者提供に係る記録の作成等（法第 25 条関係）
 - 3-6-6 第三者提供を受ける際の確認等（法第 26 条関係）
- 3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第 26 条の 2関係）
 - 3-7-1 定義
 - 3-7-2 法第 26 条の 2の適用の有無について
 - 3-7-3 本人の同意の取得方法
 - 3-7-4 本人の同意等の確認の方法（法第 26 条の 2第 1 項関係）
 - 3-7-5 提供元における記録義務（法第 26 条の 2第 3 項、第 26 条第 3 項関係）
 - 3-7-6 提供先の第三者における確認義務（法第 26 条第 1 項関係）

- 3-7-6 提供先の第三者における記録義務（法第 30 条第 3 項関係）
- 3-8 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第 32 条～第 39 条関係）
 - 3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第 32 条関係）
 - 3-8-2 保有個人データの開示（法第 33 条第 1 項～第 4 項関係）
 - 3-8-3 第三者提供記録の開示（法第 33 条第 5 項、第 1 項～第 3 項関係）
 - 3-8-4 保有個人データの訂正等（法第 34 条関係）
 - 3-8-5 保有個人データの利用停止等（法第 35 条関係）
 - 3-8-6 理由の説明（法第 36 条関係）
 - 3-8-7 開示等の請求等に応じる手続（法第 37 条関係）
 - 3-8-8 手数料（法第 38 条関係）
 - 3-8-9 裁判上の訴えの事前請求（法第 39 条関係）
- 3-9 個人情報の取扱いに関する苦情処理（法第 40 条関係）
- 3-10 仮名加工情報取扱事業者等の義務（法第 41 条・第 42 条関係）
- 3-11 匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第 43 条～第 46 条関係）
- 4 [略]
- 5 適用除外（第 57 条関係）
- 6 適用の特例（法第 58 条・第 123 条関係）
- 7 学術研究機関等の責務（法第 59 条関係）
 - 7-1 学術研究機関等の責務（法第 59 条関係）
 - 7-2 学術研究機関等による自主規範の策定・公表

- 3-7-7 提供先の第三者における記録義務（法第 26 条第 3 項関係）
- 3-8 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第 27 条～第 34 条関係）
 - 3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第 27 条関係）
 - 3-8-2 保有個人データの開示（法第 28 条第 1 項～第 4 項関係）
 - 3-8-3 第三者提供記録の開示（法第 28 条第 5 項、第 1 項～第 3 項関係）
 - 3-8-4 保有個人データの訂正等（法第 29 条関係）
 - 3-8-5 保有個人データの利用停止等（法第 30 条関係）
 - 3-8-6 理由の説明（法第 31 条関係）
 - 3-8-7 開示等の請求等に応じる手続（法第 32 条関係）
 - 3-8-8 手数料（法第 33 条関係）
 - 3-8-9 裁判上の訴えの事前請求（法第 34 条関係）
- 3-9 個人情報の取扱いに関する苦情処理（法第 35 条関係）
- 3-10 仮名加工情報取扱事業者等の義務（法第 35 条の 2・第 35 条の 3関係）
- 3-11 匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第 36 条～第 39 条関係）
- 4 [同左]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]

[削る]

8 域外適用（法第 166 条関係）

[削る]

9 ガイドラインの見直し

10 （別添）講ずべき安全管理措置の内容

10-1 基本方針の策定

10-2 個人データの取扱いに係る規律の整備

10-3 組織的安全管理措置

10-4 人的安全管理措置

10-5 物理的安全管理措置

10-6 技術的安全管理措置

10-7 外的環境の把握

【付録】

【凡例】

「法」 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「政令」 個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）

「規則」 個人情報保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）

「平成 27 年改正法」 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年

5 域外適用及び適用除外（法第 75 条・第 76 条関係）

5-1 域外適用（法第 75 条関係）

5-2 適用除外（法第 76 条関係）

6 ガイドラインの見直し

7 （別添）講ずべき安全管理措置の内容

7-1 基本方針の策定

7-2 個人データの取扱いに係る規律の整備

7-3 組織的安全管理措置

7-4 人的安全管理措置

7-5 物理的安全管理措置

7-6 技術的安全管理措置

7-7 外的環境の把握

【付録】

【凡例】

「法」 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「政令」 個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）

「規則」 個人情報保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）

「平成 27 年改正法」 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年

法律第 65 号)

「令和 2 年改正法」 個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）

「令和 3 年改正法」 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）（第 50 条の規定に限る。）

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す個人情報の保護に関する法律の条番号は、令和 3 年改正法による改正後の条番号を示すものとする。

その他の法令に係る条文は、本ガイドラインの公表日（令和 3 年 月 日）時点の条番号を示すものとする。

1 目的及び適用対象

1-1 目的

本ガイドラインは、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 4 条、第 9 条及び第 128 条に基づき具体的な指針として定めるものである。

法律第 65 号)

「令和 2 年改正法」 個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す個人情報の保護に関する法律の条番号は、令和 2 年改正法による改正後の条番号を示すものとする。

その他の法令に係る条文は、本ガイドラインの公表日（令和 3 年 8 月 2 日）時点の条番号を示すものとする。

1 目的及び適用対象

1-1 目的

本ガイドラインは、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 4 条、第 8 条及び第 60 条に基づき具体的な指針として定めるものである。

なお、法の規定のうち、第 28 条（外国にある第三者への提供の制限）、第 29 条（第三者提供に係る記録の作成等）及び第 30 条（第三者提供を受ける際の確認等）、第 4 章第 3 節（仮名加工情報取扱事業者等の義務）（法第 2 条第 5 項及び第 16 条第 5 項に定める「仮名加工情報」及び「仮名加工情報取扱事業者」の定義に関する内容を含む。）及び第 4 章第 4 節（匿名加工情報取扱事業者等の義務）（法第 2 条第 6 項及び第 16 条第 6 項に定める「匿名加工情報」及び「匿名加工情報取扱事業者」の定義に関する内容を含む。）、並びに第 4 章第 5 節（民間団体による個人情報の保護の推進）に関する内容については、各々について分かりやすく一体的に示す観点から、別途「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号。以下「外国第三者提供ガイドライン」という。）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号。以下「確認・記録義務ガイドライン」という。）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号。以下「仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」（令和 3 年個人情報保護委員会告示 号）においてそれぞれ定めている（※1）。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならな

なお、法の規定のうち、第 24 条（外国にある第三者への提供の制限）、第 25 条（第三者提供に係る記録の作成等）及び第 26 条（第三者提供を受ける際の確認等）、第 4 章第 2 節（仮名加工情報取扱事業者等の義務）（法第 2 条第 9 項及び同第 10 項に定める「仮名加工情報」及び「仮名加工情報取扱事業者」の定義に関する内容を含む。）及び第 4 章第 3 節（匿名加工情報取扱事業者等の義務）（法第 2 条第 11 項及び同第 12 項に定める「匿名加工情報」及び「匿名加工情報取扱事業者」の定義に関する内容を含む。）、並びに第 4 章第 5 節（民間団体による個人情報の保護の推進）に関する内容については、各々について分かりやすく一体的に示す観点から、別途「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号。以下「外国第三者提供ガイドライン」という。）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号。以下「確認・記録義務ガイドライン」という。）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号。以下「仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」（令和 3 年個人情報保護委員会告示 7 号）においてそれぞれ定めている（※1）。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならな

い」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。

一方、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないが（４（「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方）参照）、「個人情報」は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」とする法の基本理念（法第 3 条）を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。もっとも、法の目的（法第 1 条）の趣旨に照らして、公益上必要な活動や正当な事業活動等までも制限するものではない。

[略]

なお、認定個人情報保護団体（※3）が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）を作成又は変更することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、法及び本ガイドラインに加えて、当該指針又はルールに沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされていることを踏まえることも重要

い」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。

一方、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないが（４（「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方）参照）、「個人情報」は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」とする法の基本理念（法第 3 条）を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。もっとも、法の目的（法第 1 条）の趣旨に照らして、公益上必要な活動や正当な事業活動等までも制限するものではない。

[同左]

なお、認定個人情報保護団体（※3）が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）を作成又は変更することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、法及び本ガイドラインに加えて、当該指針又はルールに沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされていることを踏まえることも重要

である（法第 54 条第 4 項参照）。

（※1）EU 及び英国域内から充分性認定（EU にあっては GDPR（※2）第 45 条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定をいい、英国にあってはこれに相当する決定をいう。）により移転を受けた個人データを取り扱う場合には、別途定める「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を参照のこと。

なお、ここでいう EU とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号）に定める国を指す（ただし、英国は含まない。）。

[（※2）・（※3） 略]

（参考）

法第 1 条

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応

である（法第 53 条第 4 項参照）。

（※1）EU 及び英国域内から充分性認定（EU にあっては GDPR（※2）第 45 条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定をいい、英国にあってはこれに相当する決定をいう。）により移転を受けた個人データを取り扱う場合には、別途定める「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を参照のこと。

なお、ここでいう EU とは、個人情報保護に関する法律施行規則第十一条第一項の外国を定める件（平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号）に定める国を指す（ただし、英国は含まない。）。

[（※2）・（※3） 同左]

（参考）

法第 1 条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定め

じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

法第3条

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

法第4条

国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、独立行政法人等及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

法第9条

[略]

法第47条

1 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）

ることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

法第3条

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

法第4条

国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

法第8条

[同左]

法第47条

1 個人情報取扱事業者等（個人関連情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）の個人情報等（個人関連情報を除く。以下この節

の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第 3 号口において同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

(1) 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第 53 条の規定による苦情の処理

[(2)・(3) 略]

[2~4 略]

法第 54 条（第 4 項）

[略]

法第 128 条

委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 12 条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対す

において同じ。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第 3 号口において同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

(1) 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第 52 条の規定による苦情の処理

[(2)・(3) 同左]

[2~4 同左]

法第 53 条（第 4 項）

[同左]

法第 60 条

委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 12 条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とす

る指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)を任務とする。

1-2 適用対象

[略]

2 定義

2-1 個人情報（法第2条第1項関係）

法第2条（第1項）

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

る。

1-2 適用対象

[同左]

2 定義

2-1 個人情報（法第2条第1項関係）

法第2条（第1項）

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第18条第2項及び第28条第1項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとな

(2) [略]

[略]

2-2 [略]

2-3 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）

[（関係条文） 略]

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の（1）から（11）までの記述等が含まれる個人情報をいう。

要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、法第27条第2項の規定による第三者提供（オプトアウトによる第三者提供）は認められていないので、注意が必要である（3-3-2（要配慮個人情報の取得）、3-6-1（第三者提供の制限の原則）、3-6-2（オプトアウトによる第三者提供）参照）。また、要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合には、個人情報保護委員会に報告しなければならない（3-5-3（個人情報保護

るものを含む。）

(2) [同左]

[同左]

2-2 [同左]

2-3 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）

[（関係条文） 同左]

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の（1）から（11）までの記述等が含まれる個人情報をいう。

要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、法第23条第2項の規定による第三者提供（オプトアウトによる第三者提供）は認められていないので、注意が必要である（3-3-2（要配慮個人情報の取得）、3-6-1（第三者提供の制限の原則）、3-6-2（オプトアウトによる第三者提供）参照）。また、要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合には、個人情報保護委員会に報告しなければならない（3-5-3（個人情報保護

委員会への報告) 参照)。

なお、次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの(例: 宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等)は、要配慮個人情報には含まない。

[(1) ~ (11) 略]

(※) [略]

2-4 個人情報データベース等 (法第 16 条第 1 項関係)

法第 16 条 (第 1 項)

1 この章及び第 8 章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

[(1)・(2) 略]

政令第 4 条

1 法第 16 条第 1 項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当す

委員会への報告) 参照)。

なお、次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの(例: 宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等)は、要配慮個人情報には含まない。

[(1) ~ (11) 同左]

(※) [同左]

2-4 個人情報データベース等 (法第 2 条第 4 項関係)

法第 2 条 (第 4 項)

4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

[(1)・(2) 同左]

政令第 3 条

1 法第 2 条第 4 項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当す

するものとする。

[(1)～(3) 略]

- 2 法第 16 条第 1 項第 2 号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合体に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

[略]

- 2-5 個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項・法第 2 条第 9 項、第 10 項、第 11 項・法別表第 2 関係）

法第 16 条（第 2 項）

- 2 この章及び第 6 章から第 8 章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

[(1)・(2) 略]

(3) 独立行政法人等

(4) 地方独立行政法人

るものとする。

[(1)～(3) 同左]

- 2 法第 2 条第 4 項第 2 号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

[同左]

- 2-5 個人情報取扱事業者（法第 2 条第 5 項関係）

法第 2 条（第 5 項）

- 5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

[(1)・(2) 同左]

(3) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118

法第2条（第9項）

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人をいう。

法第2条（第10項）

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

法第2条（第11項）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 行政機関
- (2) 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第7号イ及びロ、第89条第3項から第5項まで、第117条第3項から第5項まで並びに第123条第2項において同じ。）

法別表第2

名 称	根 拠 法
-----	-------

号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成 17 年法律第 71 号）
放送大学学園	放送大学学園法

--	--

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。

なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者

に該当する。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取

2-6 個人データ（法第 16 条第 3 項関係）

法第 16 条（第 3 項）

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

なお、法第 16 条第 1 項及び政令第 4 条第 1 項に基づき、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等から除かれているもの（例：市販の電話帳・住宅地図等）を構成する個人情報は、個人データに該当しない（2-4（個人情報データベース等）参照）。

[【個人データに該当する事例】・【個人データに該当しない事例】 略]

2-7 保有個人データ（法第 16 条第 4 項関係）

扱事業者に該当する。

2-6 個人データ（法第 2 条第 6 項関係）

法第 2 条（第 6 項）

6 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

なお、法第 2 条第 4 項及び政令第 3 条第 1 項に基づき、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等から除かれているもの（例：市販の電話帳・住宅地図等）を構成する個人情報は、個人データに該当しない（2-4（個人情報データベース等）参照）。

[【個人データに該当する事例】・【個人データに該当しない事例】 同左]

2-7 保有個人データ（法第 2 条第 7 項関係）

法第 16 条 (第 4 項)

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

政令第 5 条

法第 16 条第 4 項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

[(1) ~ (4) 略]

[略]

2-8 個人関連情報 (法第 2 条第 7 項関係)

法第 2 条 (第 7 項)

法第 2 条 (第 7 項)

7 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

政令第 4 条

法第 2 条第 7 項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

[(1) ~ (4) 同左]

[同左]

2-8 個人関連情報 (法第 26 条の 2 第 1 項関係)

個人関連情報の定義については、3-7-1-1 (個人関連情報) を参照のこと。

(参考)

法第 26 条の 2 (第 1 項)

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

【個人関連情報に該当する事例（※）】

事例 1) Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイト
の閲覧履歴

事例 2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成
等

事例 3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

事例 4) ある個人の位置情報

1 (略) 個人関連情報 (生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。) (略)

事例 5) ある個人の興味・関心を示す情報

(※) 個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

2-9 個人関連情報取扱事業者（法第 16 条第 7 項関係）

法第 16 条（第 7 項）

7 この章、第 6 章及び第 7 章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 31 条第 1 項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供してい

2-9 個人関連情報取扱事業者（法第 26 条の 2 第 1 項関係）

個人関連情報取扱事業者の定義については、3-7-1-2（個人関連情報取扱事業者）を参照のこと。

(参考)

法第 26 条の 2（第 1 項）

1 個人関連情報取扱事業者（個人関連情報データベース等（個人関連情報（略）を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を事業の用に供している者であって、第 2 条第 5 項各号に掲

る者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。

政令第8条

法第16条第7項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人情報等を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報等を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第2条第9項に規定する独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。）及び法第2条第10項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。

「個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の個人関連情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

げる者を除いたものをいう。以下同じ。）（略）

政令第7条の2

法第26条の2第1項の政令で定めるものは、これに含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当する。

2-10 仮名加工情報（法第 2 条第 5 項関係）

[略]

(参考)

法第 2 条（第 5 項）

5 [略]

2-11 仮名加工情報取扱事業者（法第 16 条第 5 項関係）

[略]

(参考)

法第 16 条（第 5 項）

2-10 仮名加工情報（法第 2 条第 9 項関係）

[同左]

(参考)

法第 2 条（第 9 項）

9 [同左]

2-11 仮名加工情報取扱事業者（法第 2 条第 10 項関係）

[同左]

(参考)

法第 2 条（第 10 項）

5 この章、第 6 章及び第 7 章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 41 条第 1 項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第 2 項各号に掲げる者を除く。

政令第 6 条

法第 16 条第 5 項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

2-12 匿名加工情報（法第 2 条第 6 項関係）

[略]

(参考)

法第 2 条（第 6 項）

6 [略]

10 この法律において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 35 条の 2 第 1 項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第 5 項各号に掲げる者を除く。

政令第 5 条

法第 2 条第 10 項の政令で定めるものは、これに含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

2-12 匿名加工情報（法第 2 条第 11 項関係）

[同左]

(参考)

法第 2 条（第 11 項）

11 [同左]

2-13 匿名加工情報取扱事業者（法第 16 条第 6 項関係）

[略]

(参考)

法第 16 条（第 6 項）

6 この章、第 6 章及び第 7 章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 43 条第 1 項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第 2 項各号に掲げる者を除く。

政令第 7 条

法第 16 条第 6 項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

2-13 匿名加工情報取扱事業者（法第 2 条第 12 項関係）

[同左]

(参考)

法第 2 条（第 12 項）

12 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 36 条第 1 項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第 5 項各号に掲げる者を除く。

政令第 6 条

法第 2 条第 12 項の政令で定めるものは、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

2-14 「本人に通知」

法第 21 条（第 1 項）

[略]

※（参考）上記のほか、「本人に通知」に関する主な条文

- ① 利用目的に関するもの
法第 21 条第 3 項及び第 4 項（3-1-2（利用目的の変更）、3-3-5（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）
- ② 漏えい等に関するもの
法第 26 条第 2 項（3-5-4（本人への通知）参照）
- ③ 個人データの第三者提供に関するもの
法第 27 条第 2 項及び第 3 項、並びに第 5 項第 3 号及び第 6 項（3-6-2（オプトアウトによる第三者提供）、3-6-3（第三者に該当しない場合）参照）
- ④ 外国にある第三者への提供における情報提供に関するもの
法第 28 条第 3 項並びに規則第 18 条第 4 項及び第 5 項（3-6-4（外国にある第三者への提供の制限）参照）
- ⑤ 開示等の請求等に関するもの
法第 32 条第 2 項及び第 3 項、法第 33 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、法第 34 条第 3 項並びに法第 35 条

2-14 「本人に通知」

法第 18 条（第 1 項）

[同左]

※（参考）上記のほか、「本人に通知」に関する主な条文

- ① 利用目的に関するもの
法第 18 条第 3 項及び第 4 項（3-1-2（利用目的の変更）、3-3-5（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）
- ② 漏えい等に関するもの
法第 22 条の 2 第 2 項（3-5-4（本人への通知）参照）
- ③ 個人データの第三者提供に関するもの
法第 23 条第 2 項及び第 3 項、並びに第 5 項第 3 号及び第 6 項（3-6-2（オプトアウトによる第三者提供）、3-6-3（第三者に該当しない場合）参照）
- ④ 外国にある第三者への提供における情報提供に関するもの
法第 24 条第 3 項並びに規則第 11 条の 4 第 4 項及び第 5 項（3-6-4（外国にある第三者への提供の制限）参照）
- ⑤ 開示等の請求等に関するもの
法第 27 条第 2 項及び第 3 項、法第 28 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、法第 29 条第 3 項並びに法第 30 条

第 5 項 (3-8-1 (保有個人データに関する事項の公表等)、3-8-2 (保有個人データの開示)、3-8-3 (第三者提供記録の開示)、3-8-4 (保有個人データの訂正等)、3-8-5 (保有個人データの利用停止等) 参照)

[略]

2-15 「公表」

法第 21 条 (第 1 項)

[略]

※ (参考) 上記のほか、個人情報取扱事業者等による「公表」に関する主な条文

① 利用目的に関するもの

法第 21 条第 3 項 (3-1-2 (利用目的の変更) 参照)

② 仮名加工情報に関するもの

法第 41 条第 4 項、第 6 項及び法第 42 条第 2 項 (3-10 (仮名加工情報取扱事業者等の義務) 参照)

③ 匿名加工情報に関するもの

法第 43 条第 3 項、第 4 項及び第 6 項、第 44 条、並びに第 46 条 (3-11 (匿名加工情報取扱事業者等の義務) 参照)

第 5 項 (3-8-1 (保有個人データに関する事項の公表等)、3-8-2 (保有個人データの開示)、3-8-3 (第三者提供記録の開示)、3-8-4 (保有個人データの訂正等)、3-8-5 (保有個人データの利用停止等) 参照)

[同左]

2-15 「公表」

法第 18 条 (第 1 項)

[同左]

※ (参考) 上記のほか、個人情報取扱事業者等による「公表」に関する主な条文

① 利用目的に関するもの

法第 18 条第 3 項 (3-1-2 (利用目的の変更) 参照)

② 仮名加工情報に関するもの

法第 35 条の 2 第 4 項、第 6 項及び法第 35 条の 3 第 2 項 (3-10 (仮名加工情報取扱事業者等の義務) 参照)

③ 匿名加工情報に関するもの

法第 36 条第 3 項、第 4 項及び第 6 項、第 37 条、並びに第 39 条 (3-11 (匿名加工情報取扱事業者等の義務) 参照)

④ その他

法第 57 条第 3 項 (5-2 (適用除外) 参照)

[略]

2-16 「本人の同意」

法第 18 条 (第 1 項)

[略]

※ (参考) 上記のほか、「本人の同意」に関する主な条文

① 利用目的に関するもの

法第 18 条第 2 項及び第 3 項第 2 号から第 4 号まで (3-1-4 (事業の承継)、3-1-5 (利用目的による制限の例外) 参照)

② 要配慮個人情報の取得に関するもの

法第 20 条第 2 項 (3-3-2 (要配慮個人情報の取得) 参照)

③ 個人データの第三者提供に関するもの

法第 27 条第 1 項及び第 28 条第 1 項 (3-6-1 (第三者提供の制限の原則)、3-6-4 (外国にある第三者への提供の制限) 参照)

④ 個人関連情報の第三者提供に関するもの

法第 31 条第 1 項 (3-7 (個人関連情報の第三者提供の制限等) 参照)

④ その他

法第 76 条第 3 項 (5-2 (適用除外) 参照)

[同左]

2-16 「本人の同意」

法第 16 条 (第 1 項)

[同左]

※ (参考) 上記のほか、「本人の同意」に関する主な条文

① 利用目的に関するもの

法第 16 条第 2 項及び第 3 項第 2 号から第 4 号まで (3-1-4 (事業の承継)、3-1-5 (利用目的による制限の例外) 参照)

② 要配慮個人情報の取得に関するもの

法第 17 条第 2 項 (3-3-2 (要配慮個人情報の取得) 参照)

③ 個人データの第三者提供に関するもの

法第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項 (3-6-1 (第三者提供の制限の原則)、3-6-4 (外国にある第三者への提供の制限) 参照)

④ 個人関連情報の第三者提供に関するもの

法第 26 条の 2 第 1 項 (3-7 (個人関連情報の第三者提供の制限等) 参照)

[略]

2-17 「提供」

法第 16 条（第 4 項）

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

法第 27 条（第 1 項）

1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1)～(7) [略]

※（参考）上記のほか、「提供」に関する主な条文

① 個人データの第三者提供に関するもの

法第 27 条第 2 項、第 5 項、第 28 条、第 29 条及び第 30 条（3-6-2（オプトアウトによる第三者提供）、3-6-3（第三者に該当しない場合）、3-6-4（外国にある第三者への提供の制限）、3-6-5

[同左]

2-17 「提供」

法第 2 条（第 7 項）

7 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

法第 23 条（第 1 項）

1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1)～(4) [同左]

※（参考）上記のほか、「提供」に関する主な条文

① 個人データの第三者提供に関するもの

法第 23 条第 2 項、第 5 項、第 24 条、第 25 条及び第 26 条（3-6-2（オプトアウトによる第三者提供）、3-6-3（第三者に該当しない場合）、3-6-4（外国にある第三者への提供の制限）、3-6-5

(第三者提供に係る記録の作成等)、3-6-6(第三者提供を受ける際の確認等)参照)

② 個人関連情報の第三者提供に関するもの

法第31条第1項(3-7(個人関連情報の第三者提供の制限等)参照)

③ 保有個人データの第三者提供の停止に係る請求に関するもの

法第35条第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項(3-8-5(保有個人データの利用停止等)参照)

④ 仮名加工情報に関するもの

法第41条第6項並びに第42条第1項及び第2項(3-10(仮名加工情報取扱事業者等の義務)参照)

⑤ 匿名加工情報に関するもの

法第43条第4項及び第44条(3-11(匿名加工情報取扱事業者等の義務)参照)

(第三者提供に係る記録の作成等)、3-6-6(第三者提供を受ける際の確認等)参照)

② 個人関連情報の第三者提供に関するもの

法第26条の2第1項(3-7(個人関連情報の第三者提供の制限等)参照)

③ 保有個人データの第三者提供の停止に係る請求に関するもの

法第30条第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項(3-8-5(保有個人データの利用停止等)参照)

④ 仮名加工情報に関するもの

法第35条の2第6項並びに第35条の3第1項及び第2項(3-10(仮名加工情報取扱事業者等の義務)参照)

⑤ 匿名加工情報に関するもの

法第36条第4項及び第37条(3-11(匿名加工情報取扱事業者等の義務)参照)

[略]

[同左]

2-18 学術研究機関等(法第16条第8項関係)

[新設]

法第16条(第8項)

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

「学術研究機関等（※1）」とは、大学その他の学術研究（※2）を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、国立・私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、国立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。

なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。

一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

（※1）国立の大学等、法別表第2に掲げる法人のうち、学術研究機関等にも該当するものについては、原則として私立の大学、民間の学術研究機関等と同等の規律が適用される。

（※2）「学術研究」については、2-19（学術研究目的）を参照のこと。

2-19 「学術研究目的」

[新設]

法第 18 条（第 3 項第 5 号）

- (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

※（参考）上記のほか、「学術研究目的」に関する主な条文

① 利用目的変更の制限の例外に関するもの

法第 18 条第 3 項第 6 号（3-1-5（利用目的による制限の例外）参照）

② 要配慮個人情報の取得の制限の例外に関するもの

法第 20 条第 2 項第 5 号及び第 6 号（3-3-2（要配慮個人情報の取得）参照）

③ 個人データの第三者提供の制限の例外に関するもの

法第 27 条第 1 項第 6 号及び第 7 号（3-6-1（第三者提供の制限の原則）参照）

④ 学術研究機関等の責務に関するもの

法第 59 条（7（学術研究機関等の責務）参照）

「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・

方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。

なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

※「学術研究機関等」については、2-18（学術研究機関等）を参照のこと。

3 個人情報取扱事業者等の義務

3-1 個人情報の利用目的（法第17条・第18条、第21条第3項関係）

3-1-1 利用目的の特定（法第17条第1項関係）

法第17条（第1項）

[略]

[略]

3 個人情報取扱事業者等の義務

3-1 個人情報の利用目的（法第15条・第16条、第18条第3項関係）

3-1-1 利用目的の特定（法第15条第1項関係）

法第15条（第1項）

[同左]

[同左]

3-1-2 利用目的の変更（法第 17 条第 2 項、第 21 条第 3 項関係）

法第 17 条（第 2 項）

[略]

法第 21 条（第 3 項）

[略]

上記3-1-1（利用目的の特定）により特定した利用目的は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲、すなわち、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内（※1）で変更することは可能である。変更された利用目的は、本人に通知（※2）するか、又は公表（※3）しなければならない。

なお、特定された利用目的（法第 17 条第 2 項に定める範囲で変更された利用目的を含む。）の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、法第 18 条第 1 項に従って本人の同意を得なければならない。ただし、本人の身体等の保護のために必要があり、かつ本人の同意を得ることが困難である場合等、法第 18 条第 3 項各号に掲げる場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができる（3-1-5（利用目的による制限の例外）参照）。

3-1-2 利用目的の変更（法第 15 条第 2 項、第 18 条第 3 項関係）

法第 15 条（第 2 項）

[同左]

法第 18 条（第 3 項）

[同左]

上記3-1-1（利用目的の特定）により特定した利用目的は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲、すなわち、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内（※1）で変更することは可能である。変更された利用目的は、本人に通知（※2）するか、又は公表（※3）しなければならない。

なお、特定された利用目的（法第 15 条第 2 項に定める範囲で変更された利用目的を含む。）の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、法第 16 条第 1 項に従って本人の同意を得なければならない。ただし、本人の身体等の保護のために必要があり、かつ本人の同意を得ることが困難である場合等、法第 16 条第 3 項各号に掲げる場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができる（3-1-5（利用目的による制限の例外）参照）。

[(※1) ~ (※3) 略]

3-1-3 利用目的による制限 (法第 18 条第 1 項関係)

法第 18 条 (第 1 項)

[略]

個人情報取扱事業者は、法第 17 条第 1 項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意 (※) を得なければならない。

ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること (メールの送信や電話をかけること等) は、当初特定した利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

なお、令和 3 年改正法の施行日前に別表第二法人等 (法別表第 2 に掲げる法人、法第 58 条第 2 項の規定により個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者若しくは個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は学術研究機関等である個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。) に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第 17 条第 1 項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、令和 3 年改正法の施行日において法第 18 条第 1 項の同意があ

[(※1) ~ (※3) 同左]

3-1-3 利用目的による制限 (法第 16 条第 1 項関係)

法第 16 条 (第 1 項)

[同左]

個人情報取扱事業者は、法第 15 条第 1 項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意 (※) を得なければならない。

ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること (メールの送信や電話をかけること等) は、当初特定した利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

ったものとみなす（令和3年改正法附則第7条第1項）。

(※) [略]

3-1-4 事業の承継（法第18条第2項関係）

法第18条（第2項）

[略]

[略]

なお、令和3年改正法の施行日前に別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第17条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法の施行日において法第18条第2項の同意があったものとみなす（令和3年改正法附則第7条第1項）。

(※) [略]

(※) [同左]

3-1-4 事業の承継（法第16条第2項関係）

法第16条（第2項）

[同左]

[同左]

(※) [同左]

3-1-5 利用目的による制限の例外（法第 18 条第 3 項関係）

法第 18 条（第 3 項）

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

[(1)～(4) 略]

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

次に掲げる場合については、法第 18 条第 1 項及び第 2 項において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うに当たり本人の同意（※）を得ることが求められる場合であっても、当該同意は不要である。

（※） [略]

3-1-5 利用目的による制限の例外（法第 16 条第 3 項関係）

法第 16 条（第 3 項）

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

[(1)～(4) 同左]

次に掲げる場合については、法第 16 条第 1 項及び第 2 項において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うに当たり本人の同意（※）を得ることが求められる場合であっても、当該同意は不要である。

（※） [同左]

(1) 法令に基づく場合（法第 18 条第 3 項第 1 号関係）

法令に基づく場合は、法第 18 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

[事例 1) ～事例 7) 略]

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 18 条第 3 項第 2 号関係）

人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益の保護が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、法第 18 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

[事例 1) ～事例 6) 略]

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 18 条第 3 項第 3 号関係）

(1) 法令に基づく場合（法第 16 条第 3 項第 1 号関係）

法令に基づく場合は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

[事例 1) ～事例 7) 同左]

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 16 条第 3 項第 2 号関係）

人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益の保護が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

[事例 1) ～事例 6) 同左]

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 16 条第 3 項第 3 号関係）

公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、法第 18 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

事例 1) 健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断の結果等に係る情報を、健康増進施策の立案、保健事業の効果の向上、疫学調査等に利用する場合

[事例 2) ・事例 3) 略]

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (法第 18 条第 3 項第 4 号関係)

国の機関等（地方公共団体又はその委託を受けた者を含む。）が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、法第 18 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達

公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

事例 1) 健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断の結果等に係る情報を、健康増進施策の立案、保健事業の効果の向上、疫学調査等に利用する場合（なお、法第 76 条第 1 項第 3 号に該当する場合は、第 4 章の各規定は適用されない。）

[事例 2) ・事例 3) 同左]

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (法第 16 条第 3 項第 4 号関係)

国の機関等（地方公共団体又はその委託を受けた者を含む。）が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達

成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

[事例 1) ～事例 3) 略]

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（法第 18 条第 3 項第 5 号関係）

学術研究機関等（※1）が個人情報を学術研究目的（※2）で取り扱う必要がある場合（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、法第 18 条第 1 項又は第 2 項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる（※3）。

（※1）「学術研究機関等」については、2-18（学術研究機関等）を参照のこと。

（※2）「学術研究目的」については、2-19（学術研究目的）を参照のこと。

成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

[事例 1) ～事例 3) 同左]

[新設]

(※3) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人情報の目的外利用をすることはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で個人情報を取り扱う必要があつて、目的外利用をする場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
（法第 18 条第 3 項第 6 号関係）

[新設]

個人情報取扱事業者が、学術研究機関等（※1）に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的（※2）で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く（※3）。）は、法第 18 条第 1 項又は第 2 項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

(※1) 「学術研究機関等」については、2-18 (学術研究機関等) を参照のこと。

(※2) 「学術研究目的」については、2-19 (学術研究目的) を参照のこと。

(※3) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、学術研究機関等に個人情報を提供することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で個人データを取り扱う必要があつて、学術研究機関等に個人データを提供する場合であっても、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

3-2 不適正利用の禁止 (法第 19 条関係)

法第 19 条

[略]

[略]

【個人情報取扱事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】

3-2 不適正利用の禁止 (法第 16 条の 2 関係)

法第 16 条の 2

[同左]

[同左]

【個人情報取扱事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】

[事例 1) ～事例 3) 略]

事例 4) 個人情報を提供した場合、提供先において法第 27 条第 1 項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合

[事例 5) ・事例 6) 略]

[(※1) ・ (※2) 略]

3-3 個人情報の取得 (法第 20 条・第 21 条関係)

3-3-1 適正取得 (法第 20 条第 1 項関係)

法第 20 条 (第 1 項)

[略]

[略]

【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】

事例 1) [略]

事例 2) 法第 27 条第 1 項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合

[事例 3) ・事例 4) 略]

[事例 1) ～事例 3) 同左]

事例 4) 個人情報を提供した場合、提供先において法第 23 条第 1 項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合

[事例 5) ・事例 6) 同左]

[(※1) ・ (※2) 同左]

3-3 個人情報の取得 (法第 17 条・第 18 条関係)

3-3-1 適正取得 (法第 17 条第 1 項関係)

法第 17 条 (第 1 項)

[同左]

[同左]

【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】

事例 1) [同左]

事例 2) 法第 23 条第 1 項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合

[事例 3) ・事例 4) 同左]

事例 5) 法第 27 条第 1 項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合

事例 6) [略]

(※1) [略]

(※2) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 174 条により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。

3-3-2 要配慮個人情報の取得（法第 20 条第 2 項関係）

法第 20 条（第 2 項）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

[(1)～(4) 略]

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的で

事例 5) 法第 23 条第 1 項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合

事例 6) [同左]

(※1) [同左]

(※2) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 84 条により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。

3-3-2 要配慮個人情報の取得（法第 17 条第 2 項関係）

法第 17 条（第 2 項）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

[(1)～(4) 同左]

ある場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

規則第 6 条

法第 20 条第 2 項第 7 号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) [略]
- (2) 外国において法第 16 条第 8 項に規定する学術研究機関等に相当する者
- (3) 外国において法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者

政令第 9 条

- (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第 76 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- (6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

規則第 6 条

法第 17 条第 2 項第 5 号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) [同左]
- (2) 外国において法第 76 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者

政令第 7 条

法第 20 条第 2 項第 8 号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) [略]
- (2) 法第 27 条第 5 項各号（法第 41 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合及び法第 42 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

要配慮個人情報（※1）を取得する場合には、あらかじめ本人の同意（※2）を得なければならない。ただし、次の（1）から（9）までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

（※1） 「要配慮個人情報」については、2-3（要配慮個人情報）を参照のこと。なお、要配慮個人情報の第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、オプトアウトによる第三者提供は認められていないので、注意が必要である（3-6-1（第三者提供の制限の原則）、3-6-2（オプトアウトによる第三者提供）参照）。

（※2） 「本人の同意」については、2-16（本人の同意）を参照のこと。なお、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該個人情報取扱事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解され

法第 17 条第 2 項第 6 号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) [同左]
- (2) 法第 23 条第 5 項各号（法第 35 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用する場合及び法第 35 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

要配慮個人情報（※1）を取得する場合には、あらかじめ本人の同意（※2）を得なければならない。ただし、次の（1）から（7）までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

[新設]

[新設]

る。

また、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が法第 20 条第 2 項及び法第 27 条第 1 項に基づいて本人から必要な同意（要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意）を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該個人情報取扱事業者が、改めて本人から法第 20 条第 2 項に基づく同意を得る必要はないものと解される。

(1) 法令に基づく場合（法第 20 条第 2 項第 1 号関係）

[略]

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 20 条第 2 項第 2 号関係）

[略]

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 20 条第 2 項第 3 号関係）

[略]

(1) 法令に基づく場合（法第 17 条第 2 項第 1 号関係）

[同左]

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 17 条第 2 項第 2 号関係）

[同左]

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 17 条第 2 項第 3 号関係）

[同左]

事例1) 健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断等の結果判明した病名等について、健康増進施策の立案や保健事業の効果の向上を目的として疫学調査等のために提供を受けて取得する場合

[事例2)・事例3) 略]

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（法第20条第2項第4号関係）

[略]

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（法第20条第2項第5号）

学術研究機関等（※1）が要配慮個人情報を学術研究目的（※2）で取り扱う必要がある場合（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研

事例1) 健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断等の結果判明した病名等について、健康増進施策の立案や保健事業の効果の向上を目的として疫学調査等のために提供を受けて取得する場合（なお、法第76条第1項第3号に該当する場合は、第4章の各規定は適用されない。）

[事例2)・事例3) 同左]

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（法第17条第2項第4号関係）

[同左]

[新設]

究目的である場合を含む。) であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる(※3)。

(※1) 「学術研究機関等」については、2-18(学術研究機関等)を参照のこと。

(※2) 「学術研究目的」については、2-19(学術研究目的)を参照のこと。

(※3) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、要配慮個人情報を取得することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で要配慮個人情報を取り扱う必要がある場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、取得する要配慮個人情報の範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)(法第20条第2項第6号関係)

[新設]

個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的（※1）で取得する必要があり、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等（※2）から当該要配慮個人情報を取得する場合（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く（※3）。）は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

（※1）「学術研究目的」については、2-19（学術研究目的）を参照のこと。

（※2）「学術研究機関等」については、2-18（学術研究機関等）を参照のこと。

（※3）「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、要配慮個人情報を取得することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で要配慮個人情報を取得する必要があつて、学術研究機関等と共同して学術研究を行う場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、取得する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

(7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第 76 条

関等、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合（法第 20 条第 2 項第 7 号、規則第 6 条関係）

[略]

[①～③ 略]

④ 学術研究機関等

⑤ 放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）

⑥ 著述を業として行う者

[削る]

[⑦～⑩ 略]

(8) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合（法第 20 条第 2 項第 8 号、政令第 9 条第 1 号関係）

[略]

(9) 法第 27 条第 5 項各号（法第 41 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合及び法第 42 条第 2 項において読み替えて準用する場合を

第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合（法第 17 条第 2 項第 5 号、規則第 6 条関係）

[同左]

[①～③ 同左]

[新設]

④ 放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）

⑤ 著述を業として行う者

⑥ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者

[⑦～⑩ 同左]

(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合（法第 17 条第 2 項第 6 号、政令第 7 条第 1 号関係）

[同左]

(7) 法第 23 条第 5 項各号（法第 35 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用する場合及び法第 35 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場

む。)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき（法第 20 条第 2 項第 8 号、政令第 9 条第 2 号関係）

要配慮個人情報を、法第 27 条第 5 項各号（法第 41 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合及び法第 42 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める委託、事業承継又は共同利用により取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。

【法第 20 条第 2 項に違反している事例】

本人の同意を得ることなく、法第 20 条第 2 項第 7 号及び規則第 6 条で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること。

[削る]

[削る]

合を含む。)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき（法第 17 条第 2 項第 6 号、政令第 7 条第 2 号関係）

要配慮個人情報を、法第 23 条第 5 項各号（法第 35 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用する場合及び法第 35 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める委託、事業承継又は共同利用により取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。

【法第 17 条第 2 項に違反している事例】

本人の同意を得ることなく、法第 17 条第 2 項第 5 号及び規則第 6 条で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること。

(※1) 「要配慮個人情報」については、2-3（要配慮個人情報）を参照のこと。なお、要配慮個人情報の第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、オプトアウトによる第三者提供は認められていないので、注意が必要である（3-6-1（第三者提供の制限の原則）、3-6-2（オプトアウトによる第三者提供）参照）。

(※2) 「本人の同意」については、2-16（本人の同意）を参照のこと。なお、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を書面又は口

3-3-3 利用目的の通知又は公表（法第 21 条第 1 項関係）

法第 21 条（第 1 項）

[略]

[略]

3-3-4 直接書面等による取得（法第 21 条第 2 項関係）

頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該個人情報取扱事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。

また、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が法第 17 条第 2 項及び法第 23 条第 1 項に基づいて本人から必要な同意（要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意）を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該個人情報取扱事業者が、改めて本人から法第 17 条第 2 項に基づく同意を得る必要はないものと解される。

3-3-3 利用目的の通知又は公表（法第 18 条第 1 項関係）

法第 18 条（第 1 項）

[同左]

[同左]

3-3-4 直接書面等による取得（法第 18 条第 2 項関係）

法第 21 条 (第 2 項)

[略]

個人情報取扱事業者は、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示(※)しなければならない。

なお、名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、申込書、アンケート調査票、懸賞応募はがき等のように、個人情報取扱事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合とは異なることから、本項の義務を課するものではないが、その場合は法第 21 条第 1 項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない(ただし、3-3-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)。口頭により個人情報を取得する場合についても同様である。

また、人(法人を含む。)の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合は法第 21 条第 1 項に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない(3-3-3(利用目的の通知又は公表)参照)。

法第 18 条 (第 2 項)

[同左]

個人情報取扱事業者は、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示(※)しなければならない。

なお、名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、申込書、アンケート調査票、懸賞応募はがき等のように、個人情報取扱事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合とは異なることから、本項の義務を課するものではないが、その場合は法第 18 条第 1 項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない(ただし、3-3-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)。口頭により個人情報を取得する場合についても同様である。

また、人(法人を含む。)の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合は法第 18 条第 1 項に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない(3-3-3(利用目的の通知又は公表)参照)。

[【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない事例】・【利用目的の明示に該当する事例】 略]

(※) [略]

3-3-5 利用目的の通知等をしなくてよい場合 (法第 21 条第 4 項関係)

法第 21 条 (第 4 項)

[略]

次に掲げる場合については、法第 21 条第 1 項から第 3 項までにおいて利用目的の本人への通知 (※1)、公表 (※2) 又は明示 (※3) (以下この項において「利用目的の通知等」という。) が求められる場合であっても、当該利用目的の通知等は不要である。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (法第 21 条第 4 項第 1 号関係)

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、法第 21 条第 1 項から第 3 項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要であ

[【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない事例】・【利用目的の明示に該当する事例】 同左]

(※) [同左]

3-3-5 利用目的の通知等をしなくてよい場合 (法第 18 条第 4 項関係)

法第 18 条 (第 4 項)

[同左]

次に掲げる場合については、法第 18 条第 1 項から第 3 項までにおいて利用目的の本人への通知 (※1)、公表 (※2) 又は明示 (※3) (以下この項において「利用目的の通知等」という。) が求められる場合であっても、当該利用目的の通知等は不要である。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (法第 18 条第 4 項第 1 号関係)

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、法第 18 条第 1 項から第 3 項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要であ

る。

事例) [略]

- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合（法第 21 条第 4 項第 2 号関係）

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合は、法第 21 条第 1 項から第 3 項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

事例) [略]

- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（法第 21 条第 4 項第 3 号関係）

国の機関等（地方公共団体又はその委託を受けた者を含む。）が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人に対する利用目的の通知等により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、法第 21 条第 1 項から第 3 項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

る。

事例) [同左]

- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合（法第 18 条第 4 項第 2 号関係）

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合は、法第 18 条第 1 項から第 3 項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

事例) [同左]

- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（法第 18 条第 4 項第 3 号関係）

国の機関等（地方公共団体又はその委託を受けた者を含む。）が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人に対する利用目的の通知等により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、法第 18 条第 1 項から第 3 項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

事例) [略]

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合 (法第21条第4項第4号関係)

取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合は、法第21条第1項から第3項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

[事例1)・事例2) 略]

[(※1) ~ (※3) 略]

3-4 個人データの管理 (法第22条~第25条関係)

3-4-1 データ内容の正確性の確保等 (法第22条関係)

法第22条

[略]

[略]

事例) [同左]

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合 (法第18条第4項第4号関係)

取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合は、法第18条第1項から第3項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

[事例1)・事例2) 同左]

[(※1) ~ (※3) 同左]

3-4 個人データの管理 (法第19条~第22条関係)

3-4-1 データ内容の正確性の確保等 (法第19条関係)

法第19条

[同左]

[同左]

3-4-2 安全管理措置（法第 23 条関係）

法第 23 条

[略]

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないが、当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等については、「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。

3-4-3 従業者の監督（法第 24 条関係）

法第 24 条

[略]

3-4-2 安全管理措置（法第 20 条関係）

法第 20 条

[同左]

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないが、当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等については、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。

3-4-3 従業者の監督（法第 21 条関係）

法第 21 条

[同左]

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たって、法第23条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業者に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。

「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

[【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】 略]

3-4-4 委託先の監督（法第25条関係）

法第25条

[略]

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たって、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業者に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。

「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

[【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】 同左]

3-4-4 委託先の監督（法第22条関係）

法第22条

[同左]

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（※1）する場合は、委託を受けた者（以下「委託先」という。）において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。具体的には、個人情報取扱事業者は、法第 23 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行うものとする（※2）。

その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、次の（1）から（3）までに掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない（※3）。

（1）適切な委託先の選定

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第 23 条及び本ガイドラインで委託元に求められるものと同等であることを確認するため、「10（（別添）講ずべき安全管理措置の内容）」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。

（2）[略]

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（※1）する場合は、委託を受けた者（以下「委託先」という。）において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。具体的には、個人情報取扱事業者は、法第 20 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行うものとする（※2）。

その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、次の（1）から（3）までに掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない（※3）。

（1）適切な委託先の選定

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第 20 条及び本ガイドラインで委託元に求められるものと同等であることを確認するため、「7（（別添）講ずべき安全管理措置の内容）」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。

（2）[同左]

(3) 委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第 23 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい（※4）。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

[【委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】略]

(※1) [略]

(※2) 委託元が法第 23 条が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してもこれと同等の措置を求める趣旨ではなく、法律上は、委託先は、法第 23 条が求

(3) 委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第 20 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい（※4）。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

[【委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】 同左]

(※1) [同左]

(※2) 委託元が法第 20 条が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してもこれと同等の措置を求める趣旨ではなく、法律上は、委託先は、法第 20 条が求

める水準の安全管理措置を講じれば足りると解される。

[(※3) ・ (※4) 略]

3-5 個人データの漏えい等の報告等 (法第 26 条関係)

[3-5-1 ・ 3-5-2 略]

3-5-3 個人情報保護委員会への報告 (法第 26 条第 1 項関係)

3-5-3-1 報告対象となる事態

法第 26 条 (第 1 項)

1 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関

める水準の安全管理措置を講じれば足りると解される。

[(※3) ・ (※4) 同左]

3-5 個人データの漏えい等の報告等 (法第 22 条の 2 関係)

[3-5-1 ・ 3-5-2 同左]

3-5-3 個人情報保護委員会への報告 (法第 22 条の 2 第 1 項関係)

3-5-3-1 報告対象となる事態

法第 22 条の 2 (第 1 項)

1 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知したときは、この限り

等に通知したときは、この限りでない。

規則第 7 条

法第 26 条第 1 項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

[(2)～(4) 略]

[略]

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第 7 条第 1 号関係）

[【報告を要する事例】 略]

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第 7 条第 2 号関係）

でない。

規則第 6 条の 2

法第 22 条の 2 第 1 項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

[(2)～(4) 同左]

[同左]

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第 6 条の 2 第 1 号関係）

[【報告を要する事例】 同左]

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第 6 条の 2 第 2 号関係）

[略]

[【報告を要する事例】 略]

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第7条第3号関係）

[略]

[【報告を要する事例】 略]

(4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第7条第4号関係）

「個人データに係る本人の数」は、当該個人情報取扱事業者が取り扱う個人データのうち、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数をいう。「個人データに係る本人の数」について、事態が発覚した当初 1,000 人以下であっても、その後 1,000 人を超えた場合には、1,000 人を超えた時点で規則第7条第4号に該当することになる。本人の数が確定できない漏えい等において、漏えい等が発生したおそれがある個人データに係る本人の数が最大 1,000 人を超える場合には、規則第7条第4号に該当する。

[同左]

[【報告を要する事例】 同左]

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第6条の2第3号関係）

[同左]

[【報告を要する事例】 同左]

(4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第6条の2第4号関係）

「個人データに係る本人の数」は、当該個人情報取扱事業者が取り扱う個人データのうち、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数をいう。「個人データに係る本人の数」について、事態が発覚した当初 1,000 人以下であっても、その後 1,000 人を超えた場合には、1,000 人を超えた時点で規則第6条の2第4号に該当することになる。本人の数が確定できない漏えい等において、漏えい等が発生したおそれがある個人データに係る本人の数が最大 1,000 人を超える場合には、規則第6条の2第4号に該当する。

事例) [略]

[(※1) ~ (※4) 略]

[略]

3-5-3-2 [略]

3-5-3-3 速報 (規則第 8 条第 1 項関係)

規則第 8 条第 1 項

個人情報取扱事業者は、法第 26 条第 1 項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

[(1) ~ (9) 略]

個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、個人情報保護委員会に報告しなければならない。個人情報保護委員会が法第 147

事例) [同左]

[(※1) ~ (※4) 同左]

[同左]

3-5-3-2 [同左]

3-5-3-3 速報 (規則第 6 条の 3 第 1 項関係)

規則第 6 条の 3 第 1 項

個人情報取扱事業者は、法第 22 条の 2 第 1 項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

[(1) ~ (9) 同左]

個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、個人情報保護委員会に報告しなければならない。個人情報保護委員会が法第 44

条第 1 項の規定により報告を受理する権限を事業所管大臣に委任している場合には、当該事業所管大臣に報告する。事業所管大臣に報告する場合、報告期限は個人情報保護委員会に報告する場合と同様である。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、個人情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね 3～5 日以内である。

個人情報保護委員会への漏えい等報告については、次の (1) から (9) までに掲げる事項を、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

(1) 「概要」

当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、規則第 7 条各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。

[(2)～(9) 略]

条第 1 項の規定により報告を受理する権限を事業所管大臣に委任している場合には、当該事業所管大臣に報告する。事業所管大臣に報告する場合、報告期限は個人情報保護委員会に報告する場合と同様である。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、個人情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね 3～5 日以内である。

個人情報保護委員会への漏えい等報告については、次の (1) から (9) までに掲げる事項を、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

(1) 「概要」

当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、規則第 6 条の 2 各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。

[(2)～(9) 同左]

3-5-3-4 確報（規則第8条第2項関係）

規則第8条第2項

[略]

個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、30日以内（規則第7条第3号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第1号、第2号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。）に個人情報保護委員会（個人情報保護委員会が法第147条第1項の規定により報告を受理する権限を事業所管大臣に委任している場合には、当該事業所管大臣）に報告しなければならない。30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、個人情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定（※2）に当たっては、その時点を1日目とする。

確報においては、3-5-3-3（1）から（9）までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

3-5-3-4 確報（規則第6条の3第2項関係）

規則第6条の3第2項

[同左]

個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、30日以内（規則第6条の2第3号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第1号、第2号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。）に個人情報保護委員会（個人情報保護委員会が法第44条第1項の規定により報告を受理する権限を事業所管大臣に委任している場合には、当該事業所管大臣）に報告しなければならない。30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、個人情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定（※2）に当たっては、その時点を1日目とする。

確報においては、3-5-3-3（1）から（9）までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

[(※1) ・ (※2) 略]

3-5-3-5 委託元への通知による例外 (規則第 9 条関係)

規則第 9 条

個人情報取扱事業者は、法第 26 条第 1 項ただし書の規定による通知をする場合には、第 7 条各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第 1 項各号に定める事項を通知しなければならない。

委託先は、個人情報保護委員会（個人情報保護委員会が法第 147 条第 1 項の規定により報告を受理する権限を事業所管大臣に委任している場合には、当該事業所管大臣）への報告義務を負っている委託元に対し、3-5-3-3 (1) から (9) までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される。委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね 3~5 日以内である。

この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。

なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが

[(※1) ・ (※2) 同左]

3-5-3-5 委託元への通知による例外 (規則第 6 条の 4 関係)

規則第 6 条の 4

個人情報取扱事業者は、法第 22 条の 2 第 1 項ただし書の規定による通知をする場合には、第 6 条の 2 各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第 1 項各号に定める事項を通知しなければならない。

委託先は、個人情報保護委員会（個人情報保護委員会が法第 44 条第 1 項の規定により報告を受理する権限を事業所管大臣に委任している場合には、当該事業所管大臣）への報告義務を負っている委託元に対し、3-5-3-3 (1) から (9) までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される。委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね 3~5 日以内である。

この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。

なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが

求められる。

3-5-4 本人への通知（法第 26 条第 2 項関係）

法第 26 条（第 2 項）

[略]

規則第 10 条

個人情報取扱事業者は、法第 26 条第 2 項本文の規定による通知をする場合には、第 7 条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第 8 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号に定める事項を通知しなければならない。

[3-5-4-1・3-5-4-2 略]

3-5-4-3 通知の内容

本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」（規則第 8 条第 1 項第 1 号）、「漏えい等が発生し、又は発

求められる。

3-5-4 本人への通知（法第 22 条の 2 第 2 項関係）

法第 22 条の 2（第 2 項）

[同左]

規則第 6 条の 5

個人情報取扱事業者は、法第 22 条の 2 第 2 項本文の規定による通知をする場合には、第 6 条の 2 各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第 6 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号に定める事項を通知しなければならない。

[3-5-4-1・3-5-4-2 同左]

3-5-4-3 通知の内容

本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」（規則第 6 条の 3 第 1 項第 1 号）、「漏えい等が発生し、又

生じたおそれがある個人データの項目」（同項第 2 号）、「原因」（同項第 4 号）、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」（同項第 5 号）及び「その他参考となる事項」（同項第 9 号）（※）に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというのではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある（3-5-4-2（通知の時間的制限）参照）。

本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。

また、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。

[【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】略]

（※）規則第 8 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号に定める事項については、3-5-3-3（速報）を参照のこと。なお、同項第 9 号に定める事項については、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。

は発生したおそれがある個人データの項目」（同項第 2 号）、「原因」（同項第 4 号）、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」（同項第 5 号）及び「その他参考となる事項」（同項第 9 号）（※）に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというのではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある（3-5-4-2（通知の時間的制限）参照）。

本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。

また、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。

[【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】同左]

（※）規則第 6 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号に定める事項については、3-5-3-3（速報）を参照のこと。なお、同項第 9 号に定める事項については、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。

[3-5-4-4・3-5-4-5 略]

3-6 個人データの第三者への提供（法第 27 条～第 30 条関係）

3-6-1 第三者提供の制限の原則（法第 27 条第 1 項関係）

法第 27 条（第 1 項）

1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

[(1)～(4) 略]

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当

[3-5-4-4・3-5-4-5 同左]

3-6 個人データの第三者への提供（法第 23 条～第 26 条関係）

3-6-1 第三者提供の制限の原則（法第 23 条第 1 項関係）

法第 23 条（第 1 項）

1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

[(1)～(4) 同左]

該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意(※1)を得ないで提供してはならない(※2)(※3)。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない(3-1-1(利用目的の特定)参照)。

また、令和3年改正法の施行日前に別表第二法人等(3-1-3(利用目的による制限)参照)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第27条第1項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法の施行日において同項の同意があったものとみなす。(令和3年改正法附則第7条第2項)。

(※1) 「本人の同意」については、2-16(本人の同意)を参照のこと。

(※2) ブログやその他のSNSに書き込まれた個人データを含む情報

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意(※1)を得ないで提供してはならない(※2)(※3)。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない(3-1-1(利用目的の特定)参照)。

[新設]

[新設]

については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他の SNS の運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。

(※3) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 174 条 により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。

【第三者提供とされる事例】（ただし、法第 27 条第 5 項各号の場合を除く。）

[事例 1) ～事例 3) 略]

[【第三者提供とされない事例】 略]

ただし、次の (1) から (7) までに掲げる場合については、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。なお、(1) から

[新設]

【第三者提供とされる事例】（ただし、法第 23 条第 5 項各号の場合を除く。）

[事例 1) ～事例 3) 同左]

[【第三者提供とされない事例】 同左]

ただし、次の (1) から (4) までに掲げる場合については、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。なお、具体的な

(4) までの具体的な事例は、3-1-5（利用目的による制限の例外）を参照のこと。

- (1) 法令に基づいて個人データを提供する場合（法第 27 条第 1 項第 1 号 関係）
- (2) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（法第 27 条第 1 項第 2 号 関係）
- (3) 公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（法第 27 条第 1 項第 3 号 関係）
- (4) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（法第 27 条第 1 項第 4 号 関係）
- (5) 学術研究機関等（※1）が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く（※2）。）（法第 27 条第 1 項第 5 号 関係）

事例 1) 顔面の皮膚病に関する医学論文において、症例に言及する場合であって、写真全体にモザイク処理を施す等の対応をすることにより

事例は、3-1-5（利用目的による制限の例外）を参照のこと。

- (1) 法令に基づいて個人データを提供する場合（法第 23 条第 1 項第 1 号 関係）
- (2) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（法第 23 条第 1 項第 2 号 関係）
- (3) 公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（法第 23 条第 1 項第 3 号 関係）
- (4) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（法第 23 条第 1 項第 4 号 関係）

[新設]

当該論文による研究成果の公表の目的が達せられなくなるとき

事例2) 実名で活動する特定の作家の作風を論ずる文学の講義において、当該作家の実名を含む出版履歴に言及する場合であって、作家の実名を伏せることにより当該講義による教授の目的が達せられなくなるとき

(※1) 「学術研究機関等」については、2-18 (学術研究機関等) を参照のこと。

(※2) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人データを第三者に提供することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ず、個人データを提供する場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

(6) 学術研究機関等 (※1) が個人データを提供する場合であり、かつ、[新設]
当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者 (学術研究機関等であるか否かを問わない) に当該個人データを学術研究目的 (※2) で提供する必要がある場合 (当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く (※3) 。) (法第 27 条第 1 項第 6 号関係)

(※1) 「学術研究機関等」については、2-18 (学術研究機関等) を参照のこと。

(※2) 「学術研究目的」については、2-19 (学術研究目的) を参照のこと。

(※3) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人データを第三者に提供することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で個人データを提供する必要があつて、学術研究機関等と共同して学術研究を行う場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

(7) 学術研究機関等 (※1) が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的 (※2) で取り扱う必要がある場合 (当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く (※3) 。) (法第 27 条第 1 項第 7 号関係)

[新設]

(※1) 「学術研究機関等」については、2-18 (学術研究機関等) を参照のこと。

(※2) 「学術研究目的」については、2-19 (学術研究目的) を参照

のこと。

(※3) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人データを第三者に提供することはできない。この場合、当該個人データを不当に侵害しないような形で加工するなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で個人データの提供を受ける必要がある場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

[削る]

[削る]

[削る]

(※1) 「本人の同意」については、2-16（本人の同意）を参照のこと。

(※2) ブログやその他の SNS に書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他の SNS の運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。

(※3) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等

3-6-2 オプトアウトによる第三者提供（法第 27 条第 2 項～第 4 項関係）

3-6-2-1 オプトアウトに関する原則（法第 27 条第 2 項関係）

法第 27 条（第 2 項）

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第 20 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

(1) 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び

（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 84 条により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。

3-6-2 オプトアウトによる第三者提供（法第 23 条第 2 項～第 4 項関係）

3-6-2-1 オプトアウトに関する原則（法第 23 条第 2 項関係）

法第 23 条（第 2 項）

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第 17 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

(1) 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び

住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第30条第1項第1号及び第32条第1項第1号において同じ。）の氏名

[(2)～(8) 略]

規則第11条

- 1 法第27条第2項又は第3項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 本人が法第27条第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。
- 2 法第27条第2項又は第3項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
 - (1) [略]
 - (2) 別記様式第2（法第27条第3項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあっては、別記様式第3）による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法
- 3 個人情報取扱事業者が、代理人によって法第27条第2項又は第3項の規定による届出を行う場合には、別記様式第4によるその権限を証

住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第26条第1項第1号及び第27条第1項第1号において同じ。）の氏名

[(2)～(8) 同左]

規則第7条

- 1 法第23条第2項又は第3項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。
 - (1) [同左]
 - (2) 本人が法第23条第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。
- 2 法第23条第2項又は第3項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
 - (1) [同左]
 - (2) 別記様式第2（法第23条第3項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあっては、別記様式第3）による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法
- 3 個人情報取扱事業者が、代理人によって法第23条第2項又は第3項の規定による届出を行う場合には、別記様式第4によるその権限を証

する書面（電磁的記録を含む。第 17 条第 1 項、第 18 条第 2 項、第 30 条、第 47 条第 1 項、第 48 条第 2 項、第 54 条第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 60 条並びに第 66 条第 2 項を除き、以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

- 4 法第 27 条第 2 項第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

[(1)・(2) 略]

規則第 12 条

外国にある個人情報取扱事業者は、法第 27 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

規則第 14 条

個人情報取扱事業者は、法第 27 条第 4 項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を

する書面（電磁的記録を含む。第 11 条の 3 第 1 項、第 11 条の 4 第 2 項及び第 18 条の 6 を除き、以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

- 4 法第 23 条第 2 項第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

[(1)・(2) 同左]

規則第 8 条

外国にある個人情報取扱事業者は、法第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

規則第 10 条

個人情報取扱事業者は、法第 23 条第 4 項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を

公表するものとする。

- (1) 法第 27 条第 2 項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項
- (2) 法第 27 条第 3 項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第 2 項各号に掲げる事項
- (3) 法第 27 条第 3 項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の(1)から(9)までに掲げる事項をあらかじめ(※1)本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※2)に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には(※3)、法第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意(※4)を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(※5) (オプトアウトによる第三者提供)。

なお、法第 27 条第 2 項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等(3-1-3(利用目的による制限)参照)は、令和 3 年改正法の施行日前においても、令和 3 年改正法規則附則第 3 条で準用する規則第 11 条及び第 12 条の規定により、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、令和 3 年改正法の施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす(令和 3 年改正法規則第 7 条第 3 項)。

また、個人情報取扱事業者は、法第 27 条第 2 項に基づき、必要な事項を

公表するものとする。

- (1) 法第 23 条第 2 項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項
- (2) 法第 23 条第 3 項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第 2 項各号に掲げる事項
- (3) 法第 23 条第 3 項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の(1)から(9)までに掲げる事項をあらかじめ(※1)本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※2)に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には(※3)、法第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意(※4)を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(※5) (オプトアウトによる第三者提供)。

また、個人情報取扱事業者は、法第 23 条第 2 項に基づき、必要な事項を

個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表（※6）するものとする。

なお、要配慮個人情報をオプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、法第 27 条第 1 項各号又は同条第 5 項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。また、不正取得された個人データについても、オプトアウトにより第三者に提供することはできない（※7）。

[(1) ~ (9) 略]

[【オプトアウトによる第三者提供の事例】 略]

（※1）オプトアウトによる第三者提供を行う際は、上記の（1）から（9）までに掲げる事項をあらかじめ、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおかなければならない（規則第 11 条第 1 項第 1 号）ため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と個人情報取扱事業者との近

個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表（※6）するものとする。

なお、要配慮個人情報をオプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、法第 23 条第 1 項各号又は同条第 5 項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。また、不正取得された個人データについても、オプトアウトにより第三者に提供することはできない（※7）。

[(1) ~ (9) 同左]

[【オプトアウトによる第三者提供の事例】 同左]

（※1）オプトアウトによる第三者提供を行う際は、上記の（1）から（9）までに掲げる事項をあらかじめ、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおかなければならない（規則第 7 条第 1 項第 1 号）ため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と個人情報取扱事業者との近

接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。

また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。

(※2) 「本人に通知」については、2-14（本人に通知）を参照のこと。

「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない（規則第 11 条第 1 項第 2 号）。

[【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】 略]

(※3) 届出の方法は、電子情報処理組織を使用する方法等によって行わなければならない（規則第 11 条第 2 項）。なお、代理人によって届出を行う場合は、個人情報保護委員会が定める様式によるその権限を証する書面を提出しなければならない（規則第 11 条第 3 項）。また、外国にある個人情報取扱事業者が、届出

接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。

また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。

(※2) 「本人に通知」については、2-14（本人に通知）を参照のこと。

「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない（規則第 7 条第 1 項第 2 号）。

[【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】 略]

(※3) 届出の方法は、電子情報処理組織を使用する方法等によって行わなければならない（規則第 7 条第 2 項）。なお、代理人によって届出を行う場合は、個人情報保護委員会が定める様式によるその権限を証する書面を提出しなければならない（規則第 7 条第 3 項）。また、外国にある個人情報取扱事業者が、届出を

を行う場合には、国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない、当該代理権を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

(※4) [略]

(※5) 法第17条第1項の規定により特定された当初の利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできない。

[(※6) ~ (※8) 略]

3-6-2-2 オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合 (法第27条第3項関係)

法第27条(第3項)

[略]

規則第11条、第12条及び第14条

[略]

個人情報取扱事業者は、法第27条第2項に基づきオプトアウトにより個人データの第三者提供を行っている場合であって、次の(1)から(3)ま

行う場合には、国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない、当該代理権を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

(※4) [同左]

(※5) 法第15条第1項の規定により特定された当初の利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできない。

[(※6) ~ (※8) 同左]

3-6-2-2 オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合 (法第23条第3項関係)

法第23条(第3項)

[同左]

規則第7条、第8条及び第10条

[同左]

個人情報取扱事業者は、法第23条第2項に基づきオプトアウトにより個人データの第三者提供を行っている場合であって、次の(1)から(3)ま

でのいずれかに該当する場合は、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態（※1）に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない（※2）。

なお、個人情報取扱事業者は、法第 27 条第 3 項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表（※3）するものとする。

[(1) ・ (2) 略]

(3) 個人データの提供をやめた場合

法第 27 条第 2 項に基づく個人データの第三者提供をやめたときは、遅滞なく、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

[(※1) ~ (※4) 略]

3-6-3 第三者に該当しない場合（法第 27 条第 5 項・第 6 項関係）

法第 27 条（第 5 項）

[略]

でのいずれかに該当する場合は、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態（※1）に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない（※2）。

なお、個人情報取扱事業者は、法第 23 条第 3 項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表（※3）するものとする。

[(1) ・ (2) 同左]

(3) 個人データの提供をやめた場合

法第 23 条第 2 項に基づく個人データの第三者提供をやめたときは、遅滞なく、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

[(※1) ~ (※4) 同左]

3-6-3 第三者に該当しない場合（法第 23 条第 5 項・第 6 項関係）

法第 23 条（第 5 項）

[同左]

次の（1）から（3）までの場合については、個人データの提供先は個人情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当しないものとする。

このような要件を満たす場合には、個人情報取扱事業者は、法第 27 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、あらかじめの本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。

(1) 委託（法第 27 条第 5 項第 1 号関係）

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。この場合、当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。

なお、個人情報取扱事業者には、法第 25 条により、委託先に対する監督責任が課される（3-4-4（委託先の監督）参照）。

[事例 1) ・事例 2) 略]

(2) 事業の承継（法第 27 条第 5 項第 2 号関係）

次の（1）から（3）までの場合については、個人データの提供先は個人情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当しないものとする。

このような要件を満たす場合には、個人情報取扱事業者は、法第 23 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、あらかじめの本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。

(1) 委託（法第 23 条第 5 項第 1 号関係）

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。この場合、当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。

なお、個人情報取扱事業者には、法第 22 条により、委託先に対する監督責任が課される（3-4-4（委託先の監督）参照）。

[事例 1) ・事例 2) 同左]

(2) 事業の承継（法第 23 条第 5 項第 2 号関係）

[略]

(3) 共同利用（法第 27 条第 5 項第 3 号関係）

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合（※1）であって、次の①から⑤までの情報（※2）を、提供に当たりあらかじめ本人に通知（※3）し、又は本人が容易に知り得る状態（※4）に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない（※5）。

なお、法第 27 条第 5 項第 3 号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、令和 3 年改正法の施行日前に、別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）により本人に通知されているときは、当該通知は、令和 3 年改正法の施行日以後は、同号の規定による通知とみなす（令和 3 年改正法附則第 7 条第 4 項）。

また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が法第 17 条第 1 項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しな

[同左]

(3) 共同利用（法第 23 条第 5 項第 3 号関係）

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合（※1）であって、次の①から⑤までの情報（※2）を、提供に当たりあらかじめ本人に通知（※3）し、又は本人が容易に知り得る状態（※4）に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない（※5）。

また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が法第 15 条第 1 項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しな

ればならない。

[①～⑤ 略]

【共同利用に該当する事例】

事例1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（法第17条第2項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合

[事例2)・事例3) 略]

[（※1）～（※5） 略]

<共同利用に係る事項の変更（法第27条第6項関係）>

法第27条（第6項）

[略]

[略]

3-6-4 外国にある第三者への提供の制限（法第28条関係）

ればならない。

[①～⑤ 同左]

【共同利用に該当する事例】

事例1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（法第15条第2項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合

[事例2)・事例3) 同左]

[（※1）～（※5） 同左]

<共同利用に係る事項の変更（法第23条第6項関係）>

法第23条（第6項）

[同左]

[同左]

3-6-4 外国にある第三者への提供の制限（法第24条関係）

[略]

(参考)

法第 28 条

1 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第 31 条第 1 項第 2 号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

[2・3 略]

規則第 16 条

法第 28 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各

[同左]

(参考)

法第 24 条

1 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び第 26 条の 2 第 1 項第 2 号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

[2・3 同左]

規則第 11 条の 2

法第 24 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各

号のいずれかに該当することとする。

(1) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

[(2) 略]

規則第 17 条

1 法第 28 条第 2 項又は法第 31 条第 1 項第 2 号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第 28 条第 2 項又は法第 31 条第 1 項第 2 号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

[(1)～(3) 略]

3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第 28 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第 1 号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第 2 号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

[(1)・(2) 略]

4 第 2 項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第 28 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第 2 項第 3 号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

号のいずれかに該当することとする。

(1) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

[(2) 同左]

規則第 11 条の 3

1 法第 24 条第 2 項又は法第 26 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第 24 条第 2 項又は法第 26 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

[(1)～(3) 同左]

3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第 24 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第 1 号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第 2 号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

[(1)・(2) 同左]

4 第 2 項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第 24 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第 2 項第 3 号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

い。

規則第 18 条

- 1 法第 28 条第 3 項（法第 31 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。
 - (1) [略]
 - (2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（法第 31 条第 2 項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。
- 2 法第 28 条第 3 項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- 3 個人情報取扱事業者は、法第 28 条第 3 項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。
 - (1) 当該第三者による法第 28 条第 1 項に規定する体制の整備の方法[(2)～(7) 略]
- 4 個人情報取扱事業者は、法第 28 条第 3 項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に

い。

規則第 11 条の 4

- 1 法第 24 条第 3 項（法第 26 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。
 - (1) [同左]
 - (2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（法第 26 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。
- 2 法第 24 条第 3 項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- 3 個人情報取扱事業者は、法第 24 条第 3 項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。
 - (1) 当該第三者による法第 24 条第 1 項に規定する体制の整備の方法[(2)～(7) 同左]
- 4 個人情報取扱事業者は、法第 24 条第 3 項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に

対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 [略]

3-6-5 第三者提供に係る記録の作成等（法第 29 条関係）

[略]

（参考）

法第 29 条

1 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第 2 条第 5 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第 31 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあつては、第 27 条第 1 項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 [略]

規則第 19 条

1 法第 29 条第 1 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、

対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 [同左]

3-6-5 第三者提供に係る記録の作成等（法第 25 条関係）

[同左]

（参考）

法第 25 条

1 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第 2 条第 5 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第 26 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 23 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあつては、第 23 条第 1 項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 [同左]

規則第 12 条

1 法第 25 条第 1 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、

電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

- 2 法第 29 条第 1 項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第 22 条から第 24 条まで、第 27 条及び第 28 条において同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第 27 条第 2 項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、法第 27 条第 1 項又は法第 28 条第 1 項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 29 条第 1 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則第 20 条

- 1 法第 29 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
 - (1) 法第 27 条第 2 項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項イ [略]

電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

- 2 法第 25 条第 1 項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第 15 条から第 17 条まで、第 18 条の 3 及び第 18 条の 4 において同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第 23 条第 2 項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、法第 23 条第 1 項又は法第 24 条第 1 項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 25 条第 1 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則第 13 条

- 1 法第 25 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
 - (1) 法第 23 条第 2 項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項イ [同左]

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの
にあっては、その代表者又は管理人。第 28 条第 1 項第 3 号において
同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したとき
は、その旨）

[ハ・ニ 略]

(2) 法第 27 条第 1 項又は法第 28 条第 1 項の規定により個人データを
第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第 27 条第 1 項又は法第 28 条第 1 項の本人の同意を得ている旨

ロ [略]

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成
した法第 29 条第 1 項の記録（当該記録を保存している場合におけるも
のに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについて
は、法第 29 条第 1 項の当該事項の記録を省略することができる。

規則第 21 条

法第 29 条第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各
号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とす
る。

(1) 第 19 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後
に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して 1 年
を経過する日までの間

(2) 第 19 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ
の代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの
にあっては、その代表者又は管理人。第 18 条の 4 第 1 項第 3 号に
おいて同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したと
きは、その旨）

[ハ・ニ 同左]

(2) 法第 23 条第 1 項又は法第 24 条第 1 項の規定により個人データを
第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第 23 条第 1 項又は法第 24 条第 1 項の本人の同意を得ている旨

ロ [同左]

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成
した法第 25 条第 1 項の記録（当該記録を保存している場合におけるも
のに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについて
は、法第 25 条第 1 項の当該事項の記録を省略することができる。

規則第 14 条

法第 25 条第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各
号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とす
る。

(1) 第 12 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後
に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して 1 年
を経過する日までの間

(2) 第 12 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場

合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間

(3) [略]

3-6-6 第三者提供を受ける際の確認等 (法第30条関係)

[略]

(参考)

【第三者提供を受ける際の確認 (法第30条第1項・第2項関係)】

法第30条 (第1項・第2項)

1 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第27条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

[(1)・(2) 略]

2 [略]

規則第22条

1 法第30条第1項の規定による同項第1号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の

合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間

(3) [同左]

3-6-6 第三者提供を受ける際の確認等 (法第26条関係)

[同左]

(参考)

【第三者提供を受ける際の確認 (法第26条第1項・第2項関係)】

法第26条 (第1項・第2項)

1 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

[(1)・(2) 同左]

2 [同左]

規則第15条

1 法第26条第1項の規定による同項第1号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の

適切な方法とする。

- 2 法第 30 条第 1 項の規定による同項第 2 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第 30 条第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

【第三者提供を受ける際の記録の作成等（法第 30 条第 3 項・第 4 項関係）】

法第 30 条（第 3 項・第 4 項）

[略]

規則第 23 条

- 1 法第 30 条第 3 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
- 2 法第 30 条第 3 項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第 27 条第 2 項の規定によ

適切な方法とする。

- 2 法第 26 条第 1 項の規定による同項第 2 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第 26 条第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

【第三者提供を受ける際の記録の作成等（法第 26 条第 3 項・第 4 項関係）】

法第 26 条（第 3 項・第 4 項）

[同左]

規則第 16 条

- 1 法第 26 条第 3 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
- 2 法第 26 条第 3 項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第 23 条第 2 項の規定によ

る提供を除く。以下この条において同じ。)を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 30 条第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則第 24 条

- 1 法第 30 条第 3 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 個人情報取扱事業者から法第 27 条第 2 項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

イ [略]

ロ 法第 30 条第 1 項各号に掲げる事項

[ハ・ニ 略]

ホ 法第 27 条第 4 項の規定により公表されている旨

(2) 個人情報取扱事業者から法第 27 条第 1 項又は法第 24 条第 1 項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

る提供を除く。以下この条において同じ。)を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 26 条第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則第 17 条

- 1 法第 26 条第 3 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 個人情報取扱事業者から法第 23 条第 2 項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

イ [同左]

ロ 法第 26 条第 1 項各号に掲げる事項

[ハ・ニ 同左]

ホ 法第 23 条第 4 項の規定により公表されている旨

(2) 個人情報取扱事業者から法第 23 条第 1 項又は法第 24 条第 1 項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第 27 条第 1 項又は法第 28 条第 1 項の本人の同意を得ている旨

ロ [略]

(3) 個人関連情報取扱事業者から法第 31 条第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われている旨

ロ 法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる事項

[ハ・ニ 略]

(4) [略]

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 30 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第 30 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

規則第 25 条

法第 30 条第 4 項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 第 23 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 1 年を経過する日までの間

イ 法第 23 条第 1 項又は法第 24 条第 1 項の本人の同意を得ている旨

ロ [同左]

(3) 個人関連情報取扱事業者から法第 26 条の 2 第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われている旨

ロ 法第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる事項

[ハ・ニ 同左]

(4) [同左]

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 26 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第 26 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

規則第 18 条

法第 26 条第 4 項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 第 16 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 1 年を経過する日までの間

- (2) 第 23 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 3 年を経過する日までの間
- (3) [略]

3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等 (法第 31 条関係)

個人関連情報の定義については、2-8 (個人関連情報) を参照のこと。

(参考)

法第 2 条 (第 7 項)

1 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

個人関連情報取扱事業者の定義については、2-9 (個人関連情報取扱事業者) を参照のこと。

(参考)

法第 16 条 (第 7 項)

1 この章、第 6 章及び第 7 章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合体であつて、特定の個人関連情報

- (2) 第 16 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 3 年を経過する日までの間
- (3) [同左]

3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等 (法第 26 条の 2 関係)

[新設]

[新設]

を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第31条第1項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。

政令第8条

法第16条第7項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

[削る]

[削る]

3-7-1 定義

3-7-1-1 個人関連情報

法第6条の2（第1項）

1 （略）個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。）（略）

個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮

名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

【個人関連情報に該当する事例（※）】

事例 1) Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイト
の閲覧履歴

事例 2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成
等

事例 3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

事例 4) ある個人の位置情報

事例 5) ある個人の興味・関心を示す情報

（※）個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位

[削る]

置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

3-7-1-2 個人関連情報取扱事業者

法第 26 条の 2 (第 1 項)

1 個人関連情報取扱事業者（個人関連情報データベース等（個人関連情報（略）を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を事業の用に供している者であって、第 2 条第 5 項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。）（略）

政令第 7 条の 2

法第 26 条の 2 第 1 項の政令で定めるものは、これに含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。

「個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人関連情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の個人関連情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人関連情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人関連情報取扱事業者に該当する。

個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定される場合は、法第 27 条第 1 項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意が得られていること等を確認しないで、当該個人関連情報を提供してはならない。

法第 31 条第 1 項は、個人関連情報取扱事業者による個人関連情報の第三者提供一般に適用されるものではなく、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得することが想定される時」に適用されるものである。そのため、個人関連情報の提供を行う個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者との間で、提供を行う個人関連情報の項目や、提供先の第三者における個人関連情報の取扱い等を踏まえた上で、それに基づいて法第 31 条第 1 項の適用の有無を判断する。

3-7-1-1 「個人データとして取得する」について

法第 31 条第 1 項の「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいう。

提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID 等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。

個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定される場合は、法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意が得られていること等を確認しないで、当該個人関連情報を提供してはならない。

法第 26 条の 2 第 1 項は、個人関連情報取扱事業者による個人関連情報の第三者提供一般に適用されるものではなく、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得することが想定される時」に適用されるものである。そのため、個人関連情報の提供を行う個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者との間で、提供を行う個人関連情報の項目や、提供先の第三者における個人関連情報の取扱い等を踏まえた上で、それに基づいて法第 26 条の 2 第 1 項の適用の有無を判断する。

3-7-2-1 「個人データとして取得する」について

法第 26 条の 2 第 1 項の「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいう。

提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID 等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。

提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人データとして取得する」場合には直ちに該当しない。

3-7-1-2 「想定される」について

「想定される」とは、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」（3-7-1-1（「個人データとして取得する」について））ことを現に想定している場合、又は一般人の認識（※）を基準として「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう。

[略]

3-7-1-3 契約等による対応について

提供元の個人関連情報取扱事業者及び提供先の第三者間の契約等において、提供先の第三者において、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されず、法第 31 条は適用されない。この場合、提供

提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人データとして取得する」場合には直ちに該当しない。

3-7-2-2 「想定される」について

「想定される」とは、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」（3-7-2-1（「個人データとして取得する」について））ことを現に想定している場合、又は一般人の認識（※）を基準として「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう。

[同左]

3-7-2-3 契約等による対応について

提供元の個人関連情報取扱事業者及び提供先の第三者間の契約等において、提供先の第三者において、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されず、法第 26 条の 2は適用されない。この場合、

元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されない。もっとも、提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人データとして利用することが窺われる事情がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうか判断する必要がある。

3-7-2 本人の同意の取得方法

3-7-2-1 本人の同意

法第31条第1項第1号の「本人の同意」とは、個人関連情報取扱事業者が第三者に個人関連情報を提供し、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。同号の同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要である。

また、本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。

提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されない。もっとも、提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人データとして利用することが窺われる事情がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうか判断する必要がある。

3-7-3 本人の同意の取得方法

3-7-3-1 本人の同意

法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」とは、個人関連情報取扱事業者が第三者に個人関連情報を提供し、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。同号の同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要である。

また、本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。

なお、令和2年改正法の施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第31条第1項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第1号の同意があったものとみなす（令和2年改正法附則第5条第1号）。

また、令和3年改正法の施行日前に別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第31条第1項第1号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法の施行日において同号の同意があったものとみなす（令和3年改正法附則第7条第8項）。

3-7-2-2 同意を取得する主体

法第31条第1項第1号の「本人の同意」を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者であるが、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に、同意取得を提供元の個人関連情報取扱事業者が代行することも認められる。

提供先の第三者による同意取得の場合であっても、提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合であっても、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体、対象となる個人関連情報の項目、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的

なお、令和2年改正法の施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第26条の2第1項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第1号の同意があったものとみなす（令和2年改正法附則第5条第1号）。

3-7-3-2 同意を取得する主体

法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者であるが、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に、同意取得を提供元の個人関連情報取扱事業者が代行することも認められる。

提供先の第三者による同意取得の場合であっても、提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合であっても、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体、対象となる個人関連情報の項目、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的

等について、本人が認識できるようにする必要がある。

(1) 提供先の第三者による同意取得の場合

提供先の第三者が、個人情報提供を受けて個人データとして取得する主体として、本人に対して、対象となる個人情報特定できるように示した上で同意を取得しなければならない。

個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において法第 21 条により通知又は公表を行う必要があるが、提供先において同意を取得する際には同時に当該利用目的についても本人に示すことが望ましい。

(2) 提供元の個人情報取扱事業者による同意取得の代行の場合

提供元の個人情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、本人は利用の主体を認識できないことから、提供元の個人情報取扱事業者において、個人情報提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また、対象となる個人情報特定できるように示さなければならない。

提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において法第 21 条により通知又は公表を行わなければならない。

等について、本人が認識できるようにする必要がある。

(1) 提供先の第三者による同意取得の場合

提供先の第三者が、個人情報提供を受けて個人データとして取得する主体として、本人に対して、対象となる個人情報特定できるように示した上で同意を取得しなければならない。

個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において法第 18 条により通知又は公表を行う必要があるが、提供先において同意を取得する際には同時に当該利用目的についても本人に示すことが望ましい。

(2) 提供元の個人情報取扱事業者による同意取得の代行の場合

提供元の個人情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、本人は利用の主体を認識できないことから、提供元の個人情報取扱事業者において、個人情報提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また、対象となる個人情報特定できるように示さなければならない。

提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において法第 18 条により通知又は公表を行わなければならない。

また、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合であっても、提供先の第三者が同意取得の主体であることに変わりはないことから、提供先の第三者は提供元の個人関連情報取扱事業者適切に同意取得させなければならない。

3-7-2-3 同意取得の方法

[略]

3-7-3 本人の同意等の確認の方法（法第 31 条第 1 項関係）

3-7-3-1 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第 31 条第 1 項第 1 号、規則第 26 条第 1 項関係）

法第 31 条（第 1 項）

1 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第 6 章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 27 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認すること

また、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合であっても、提供先の第三者が同意取得の主体であることに変わりはないことから、提供先の第三者は提供元の個人関連情報取扱事業者適切に同意取得させなければならない。

3-7-3-3 同意取得の方法

[同左]

3-7-4 本人の同意等の確認の方法（法第 26 条の 2 第 1 項関係）

3-7-4-1 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、規則第 18 条の 2 第 1 項関係）

法第 26 条の 2（第 1 項）

1 個人関連情報取扱事業者（略）は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 23 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該

とをしないで、当該個人情報情報を当該第三者に提供してはならない。

[(1)・(2) 略]

規則第 26 条 (第 1 項)

1 法第 31 条第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人情報情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

個人情報情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人情報情報を個人データとして取得することが想定される場合は、原則として、あらかじめ当該個人情報情報に係る本人の同意が得られていることを確認しないで個人情報情報を提供してはならない。

本人から同意を得る主体は、原則として提供先の第三者となり、個人情報情報取扱事業者は、当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法によって本人同意が得られていることを確認することになる。提供先の第三者から申告を受ける場合、個人情報情報取扱事業者は、その申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足りる。

提供先の第三者において、複数の本人から同一の方式で同意を取得している場合、提供元はそれぞれの本人から同意が取得されていることを確認する必要があるが、同意取得の方法については、本人ごとに個別の申告を受ける必要はなく、複数の本人からどのように同意を取得したか申告を受け、それによって確認を行えば足りる。

個人情報情報を当該第三者に提供してはならない。

[(1)・(2) 同左]

規則第 18 条の 2 (第 1 項)

1 法第 26 条の 2 第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人情報情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

個人情報情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人情報情報を個人データとして取得することが想定される場合は、原則として、あらかじめ当該個人情報情報に係る本人の同意が得られていることを確認しないで個人情報情報を提供してはならない。

本人から同意を得る主体は、原則として提供先の第三者となり、個人情報情報取扱事業者は、当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法によって本人同意が得られていることを確認することになる。提供先の第三者から申告を受ける場合、個人情報情報取扱事業者は、その申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足りる。

提供先の第三者において、複数の本人から同一の方式で同意を取得している場合、提供元はそれぞれの本人から同意が取得されていることを確認する必要があるが、同意取得の方法については、本人ごとに個別の申告を受ける必要はなく、複数の本人からどのように同意を取得したか申告を受け、それによって確認を行えば足りる。

なお、提供先の第三者から提供元の個人関連情報取扱事業者に対する申告に際し、提供先の第三者が法第 31 条第 1 項第 1 号の同意を取得済みの ID 等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合があるが、法第 31 条第 1 項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合（法第 27 条第 1 項第 1 号）に該当する。

また、提供元の個人関連情報取扱事業者において、同意取得を代行する場合、当該同意を自ら確認する方法も「その他の適切な方法」による確認に該当する。

[【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】・【その他の適切な方法に該当する事例】 略]

3-7-3-2 外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること（法第 31 条第 1 項第 2 号、規則第 26 条第 2 項関係）

法第 31 条（第 1 項）

1 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第 6 章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 27 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認すること

なお、提供先の第三者から提供元の個人関連情報取扱事業者に対する申告に際し、提供先の第三者が法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の同意を取得済みの ID 等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合があるが、法第 26 条の 2 第 1 項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合（法第 23 条第 1 項第 1 号）に該当する。

また、提供元の個人関連情報取扱事業者において、同意取得を代行する場合、当該同意を自ら確認する方法も「その他の適切な方法」による確認に該当する。

[【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】・【その他の適切な方法に該当する事例】 同左]

3-7-4-2 外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 2 号、規則第 18 条の 2 第 2 項関係）

法第 26 条の 2（第 1 項）

1 個人関連情報取扱事業者（略）は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 23 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該

とをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

[(1)・(2) 略]

- 2 第28条第3項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

規則第17条（第1項・第2項）

- 1 法第28条第2項又は法第31条第1項第2号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- 2 法第28条第2項又は法第31条第1項第2号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

[(1)～(3) 略]

規則第18条（第1項）

- 1 法第28条第3項（法第31条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) [略]

(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要

個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

[(1)・(2) 同左]

- 2 第24条第3項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

規則第11条の3（第1項・第2項）

- 1 法第24条第2項又は法第26条の2第1項第2号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- 2 法第24条第2項又は法第26条の2第1項第2号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

[(1)～(3) 同左]

規則第11条の4（第1項）

- 1 法第24条第3項（法第26条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) [同左]

(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要

かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（法第 31 条第 2 項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

個人関連情報取扱事業者は、個人関連情報の提供先が外国にある第三者である場合には、法第 31 条第 1 項第 1 号に基づき本人の同意が得られていることを確認するに当たって、当該同意が得られていることに加え、当該同意を得ようとする時点において次の（1）から（3）までの情報が当該本人に提供されていることを確認しなければならない。

情報提供の方法及び提供すべき情報の内容の考え方等については、外国第三者提供ガイドライン「5-1（情報提供の方法）」及び「5-2（提供すべき情報）」を参照のこと。

- (1) 当該外国の名称（規則第 17 条第 2 項第 1 号関係）
- (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報（規則第 17 条第 2 項第 2 号関係）
- (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報（規則第 17 条第 2 項第 3 号関係）

[略]

かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（法第 26 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

個人関連情報取扱事業者は、個人関連情報の提供先が外国にある第三者である場合には、法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき本人の同意が得られていることを確認するに当たって、当該同意が得られていることに加え、当該同意を得ようとする時点において次の（1）から（3）までの情報が当該本人に提供されていることを確認しなければならない。

情報提供の方法及び提供すべき情報の内容の考え方等については、外国第三者提供ガイドライン「5-1（情報提供の方法）」及び「5-2（提供すべき情報）」を参照のこと。

- (1) 当該外国の名称（規則第 11 条の 3 第 2 項第 1 号関係）
- (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報（規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関係）
- (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報（規則第 11 条の 3 第 2 項第 3 号関係）

[同左]

- ① 当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国にある場合

個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している外国として規則で定める国（※1）は、法第31条第1項第2号の「外国」には該当しない。そのため、個人関連情報の提供先が、当該国にある第三者である場合には、法第31条第1項第2号は適用されない。

- ② 当該第三者が個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している場合

個人関連情報の提供先である外国にある第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している場合（※2）には、当該第三者は、法第31条第1項第2号における「第三者」に該当しない。そのため、当該体制を整備している外国にある第三者への個人関連情報の提供については、法第31条第1項第2号は適用されない。

ただし、規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している外国にある第三者に個人関連情報の提供を行った場合には、個人情報取扱事業者は、法第31条第2項により読み替えて準用される法第28条第3項に基づき、次の（ア）及び（イ）の措置を講じなければならない（※3）（※4）。

- ① 当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国にある場合

個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している外国として規則で定める国（※1）は、法第26条の2第1項第2号の「外国」には該当しない。そのため、個人関連情報の提供先が、当該国にある第三者である場合には、法第26条の2第1項第2号は適用されない。

- ② 当該第三者が個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している場合

個人関連情報の提供先である外国にある第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則第11条の2で定める基準に適合する体制を整備している場合（※2）には、当該第三者は、法第26条の2第1項第2号における「第三者」に該当しない。そのため、当該体制を整備している外国にある第三者への個人関連情報の提供については、法第26条の2第1項第2号は適用されない。

ただし、規則第11条の2で定める基準に適合する体制を整備している外国にある第三者に個人関連情報の提供を行った場合には、個人情報取扱事業者は、法第26条の2第2項により読み替えて準用される法第24条第3項に基づき、次の（ア）及び（イ）の措置を講じなければならない（※3）。

講ずべき措置の考え方等については、外国第三者提供ガイドライン「6-1（相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置）」を参照のこと。

(ア) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第 18 条第 1 項第 1 号関係）

(イ) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人関連情報の当該第三者への提供を停止すること（規則第 18 条第 1 項第 2 号関係）

[(※1) ・ (※2) 略]

(※3) 法第 26 条の 2 第 2 項（現行法第 31 条第 2 項）において読み替えて準用される法第 24 条第 3 項（現行法第 28 条第 3 項）の規定は、個人関連情報取扱事業者が令和 2 年改正法の施行日以後に同項に規定する外国にある第三者に個人関連情報を提供した場合について適用される（令和 2 年改正法附則第 5 条第 2 項）。

(※4) 法第 31 条第 2 項において読み替えて準用される法第 28 条第 3 項の規定は、別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）が令和 3 年改正法の施行日以後に同項に規定する外国に

講ずべき措置の考え方等については、外国第三者提供ガイドライン「6-1（相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置）」を参照のこと。

(ア) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第 11 条の 4 第 1 項第 1 号関係）

(イ) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人関連情報の当該第三者への提供を停止すること（規則第 11 条の 4 第 1 項第 2 号関係）

[(※1) ・ (※2) 同左]

(※3) 法第 26 条の 2 第 2 項において読み替えて準用される法第 24 条第 3 項の規定は、個人関連情報取扱事業者が令和 2 年改正法の施行日以後に同項に規定する外国にある第三者に個人関連情報を提供した場合について適用される（令和 2 年改正法附則第 5 条第 2 項）。

[新設]

ある第三者に個人関連情報を提供した場合について適用される
(令和3年改正法附則第7条第9項)。

<確認の方法(規則第26条第2項関係)>

規則第26条(第2項)

2 法第31条第1項の規定による同項第2号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

[略]

【書面の提示を受ける方法に該当する事例】

- 事例1) 提供先の第三者が本人に対して法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行う際に使用している書面の提示を受ける方法
- 事例2) 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの写しの提示を受ける方法
- 事例3) 提供先の第三者が本人に対して法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行っていることを誓約する書面を受け入れる方法

<確認の方法(規則第18条の2第2項関係)>

規則第18条の2(第2項)

2 法第26条の2第1項の規定による同項第2号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

[同左]

【書面の提示を受ける方法に該当する事例】

- 事例1) 提供先の第三者が本人に対して法第26条の2第1項第2号の規定による情報の提供を行う際に使用している書面の提示を受ける方法
- 事例2) 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で法第26条の2第1項第2号の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの写しの提示を受ける方法
- 事例3) 提供先の第三者が本人に対して法第26条の2第1項第2号の規定による情報の提供を行っていることを誓約する書面を受け入れる方法

【その他の適切な方法に該当する事例】

事例 1) 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で法第 31 条第 1 項第 2 号の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの記載内容を確認する方法

事例 2) [略]

3-7-3-3 既に確認を行った第三者に対する確認の方法 (規則第 26 条第 3 項)

規則第 26 条 (第 3 項)

3 前二項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

令和 2 年改正法規則附則第 4 条

法第 31 条第 1 項第 1 号に規定する事項のうち、施行日前に第 26 条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について第 27 条に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、第 26 条第 3 項の

【その他の適切な方法に該当する事例】

事例 1) 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で法第 26 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの記載内容を確認する方法

事例 2) [同左]

3-7-4-3 既に確認を行った第三者に対する確認の方法 (規則第 18 条の 2 第 3 項)

規則第 18 条の 2 (第 3 項)

3 前二項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第 26 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

令和 2 年改正法規則附則第 4 条

法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する事項のうち、施行日前に第 18 条の 2 に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について第 18 条の 3 に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、第

規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報を提供する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に規則第 26 条に規定する方法（3-7-3-1（個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること）、3-7-3-2（外国にある第三者への提供にあつては、参考となるべき情報が当該本人に提供されていること））により確認を行い、3-7-4（提供元における記録義務）に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。

令和 2 年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

例えば、個人関連情報取扱事業者が、同じ提供先に対して、既に確認・記録義務を履行した本人に係る個人関連情報であることを認識しながら、個人関連情報の提供を行う場合は、「同一であることの確認」が行われているものである。

3-7-4 提供元における記録義務（法第 31 条第 3 項、第 30 条第 3 項関係）

18 条の 2 第 3 項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報を提供する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に規則第 18 条の 2 に規定する方法（3-7-4-1（個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること）、3-7-4-2（外国にある第三者への提供にあつては、参考となるべき情報が当該本人に提供されていること））により確認を行い、3-7-5（提供元における記録義務）に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。

令和 2 年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

例えば、個人関連情報取扱事業者が、同じ提供先に対して、既に確認・記録義務を履行した本人に係る個人関連情報であることを認識しながら、個人関連情報の提供を行う場合は、「同一であることの確認」が行われているものである。

3-7-5 提供元における記録義務（法第 26 条の 2 第 3 項、第 26 条第 3 項

関係)

法第 31 条 (第 3 項)

[略]

法第 30 条 (第 3 項)

[略]

個人関連情報取扱事業者は、法第 31 条第 1 項の規定による確認を行った場合は、その記録を作成しなければならない (法第 31 条第 3 項において準用される法第 30 条第 3 項)。なお、「第三者」のうち、次の (1) から (4) までに掲げる者に個人関連情報の提供を行う場合は、記録義務は適用されない (法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項、第 29 条第 1 項)。

- (1) 国の機関 (法第 16 条第 2 項第 1 号関係)
- (2) 地方公共団体 (法第 16 条第 2 項第 2 号関係)
- (3) 独立行政法人等 (独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び別表第 1 に掲げる法人をいう。別表第 2 に掲げる法人を除く。) (法第 16 条第 2 項第 3 号関係)
- (4) 地方独立行政法人 (地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。) (法第 16 条第 2 項第 4 号関係)

法第 26 条の 2 (第 3 項)

[同左]

法第 26 条 (第 3 項)

[同左]

個人関連情報取扱事業者は、法第 26 条の 2 第 1 項の規定による確認を行った場合は、その記録を作成しなければならない (法第 26 条の 2 第 3 項において準用される法第 26 条第 3 項)。なお、「第三者」のうち、次の (1) から (4) までに掲げる者に個人関連情報の提供を行う場合は、記録義務は適用されない (法第 26 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 26 条第 3 項、第 25 条第 1 項)。

- (1) 国の機関 (法第 2 条第 5 項第 1 号関係)
- (2) 地方公共団体 (法第 2 条第 5 項第 2 号関係)
- (3) 独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。) (法第 2 条第 5 項第 3 号関係)
- (4) 地方独立行政法人 (地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。) (法第 2 条第 5 項第 4 号関係)

3-7-4-1 記録を作成する媒体（規則第 27 条第 1 項関係）

規則第 27 条（第 1 項）

- 1 法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

[略]

3-7-4-2 記録を作成する方法

3-7-4-2-1 原則（規則第 27 条第 2 項関係）

規則第 27 条（第 2 項）

- 2 法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。（略）

[略]

3-7-5-1 記録を作成する媒体（規則第 18 条の 3 第 1 項関係）

規則第 18 条の 3（第 1 項）

- 1 法第 26 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 26 条第 3 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

[同左]

3-7-5-2 記録を作成する方法

3-7-5-2-1 原則（規則第 18 条の 3 第 2 項関係）

規則第 18 条の 3（第 2 項）

- 2 法第 26 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 26 条第 3 項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。（略）

[同左]

3-7-4-2-2 一括して記録を作成する方法（規則第 27 条第 2 項関係）

規則第 27 条（第 2 項）

[略]

[略]

3-7-4-2-3 契約書等の代替手段による方法（規則第 27 条第 3 項関係）

規則第 27 条（第 3 項）

3 前項の規定にかかわらず、法第 31 条第 1 項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

個人関連情報取扱事業者が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、当該本人に係る個人関連情報を当該個人関連情報取扱事業者から第三者に提供する場合は、当該契約書そ

3-7-5-2-2 一括して記録を作成する方法（規則第 18 条の 3 第 2 項関係）

規則第 18 条の 3（第 2 項）

[同左]

[同左]

3-7-5-2-3 契約書等の代替手段による方法（規則第 18 条の 3 第 3 項関係）

規則第 18 条の 3（第 3 項）

3 前項の規定にかかわらず、法第 26 条の 2 第 1 項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 26 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 26 条第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

個人関連情報取扱事業者が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、当該本人に係る個人関連情報を当該個人関連情報取扱事業者から第三者に提供する場合は、当該契約書そ

他の書面をもって記録とすることができる。

仮に、規則第 27 条第 3 項の要件を満たさない書面も、記録事項が記載されていれば記録として認められるが、保存期間の違いに留意する必要がある（3-7-4-4（保存期間）参照）。

[(1) ・ (2) 略]

(3) 「契約書その他の書面」

本人と提供元の個人関連情報取扱事業者との間で作成した契約書のみならず、提供元の個人関連情報取扱事業者と提供先の第三者との間で作成した契約書も、含まれる。

「契約書」の他にも、「その他の書面」には、個人関連情報取扱事業者又は提供先の第三者の内部で作成された帳票、記録簿等も含まれる。

また、「契約書その他の書面」は電磁的記録を含むため（規則第 11 条第 3 項参照）、システム上の記録等も「契約書その他の書面」に該当する。

【契約書等の代替手段による方法の例】

事例) 提供元の個人関連情報取扱事業者が提供先の第三者との間で、個人関連情報の提供に関して「契約書その他の書面」を交わしている場合であって、当該書面に規則第 28 条第 1 項各号に掲げる事項が記載されている場合

他の書面をもって記録とすることができる。

仮に、規則第 18 条の 3 第 3 項の要件を満たさない書面も、記録事項が記載されていれば記録として認められるが、保存期間の違いに留意する必要がある（3-7-5-4（保存期間）参照）。

[(1) ・ (2) 同左]

(3) 「契約書その他の書面」

本人と提供元の個人関連情報取扱事業者との間で作成した契約書のみならず、提供元の個人関連情報取扱事業者と提供先の第三者との間で作成した契約書も、含まれる。

「契約書」の他にも、「その他の書面」には、個人関連情報取扱事業者又は提供先の第三者の内部で作成された帳票、記録簿等も含まれる。

また、「契約書その他の書面」は電磁的記録を含むため（規則第 7 条第 3 項参照）、システム上の記録等も「契約書その他の書面」に該当する。

【契約書等の代替手段による方法の例】

事例) 提供元の個人関連情報取扱事業者が提供先の第三者との間で、個人関連情報の提供に関して「契約書その他の書面」を交わしている場合であって、当該書面に規則第 18 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項が記載されている場合

3-7-4-2-4 代行により記録を作成する方法

[略]

3-7-4-3 提供元における記録事項（規則第 28 条関係）

3-7-4-3-1 提供元における記録事項（規則第 28 条第 1 項関係）

法第 31 条（第 3 項）

[略]

法第 30 条（第 3 項）

[略]

規則第 28 条（第 1 項）

1 法第 31 条第 3 項において準用する法第 30 条第 3 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
- (2) 個人関連情報を提供した年月日（前条第 2 項ただし書の規定に

3-7-5-2-4 代行により記録を作成する方法

[同左]

3-7-5-3 提供元における記録事項（規則第 18 条の 4 関係）

3-7-5-3-1 提供元における記録事項（規則第 18 条の 4 第 1 項関係）

法第 26 条の 2（第 3 項）

[同左]

法第 26 条（第 3 項）

[同左]

規則第 18 条の 4（第 1 項）

1 法第 26 条の 2 第 3 項において準用する法第 26 条第 3 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
- (2) 個人関連情報を提供した年月日（前条第 2 項ただし書の規定に

より、法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の記録を一括して作成する場合には、当該提供の期間の初日及び末日)

[(3)・(4) 略]

提供元の個人関連情報取扱事業者は、法第 31 条第 1 項の規定による確認を行ったときは、次の項目を記録しなければならない。

- (1) 「法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨」

法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていること及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることについて確認した旨をその方法を含めて記載する。

提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行している場合には、それぞれの事項を提供元の個人関連情報取扱事業者が自ら確認した旨を記載する。

- (2) 「個人関連情報を提供した年月日（前条第 2 項ただし書の規定により、法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の記録を一括して作成する場合には、当該提供の期間の初日及び末日）」

より、法第 26 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 26 条第 3 項の記録を一括して作成する場合には、当該提供の期間の初日及び末日)

[(3)・(4) 同左]

提供元の個人関連情報取扱事業者は、法第 26 条の 2 第 1 項の規定による確認を行ったときは、次の項目を記録しなければならない。

- (1) 「法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨」

法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていること及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることについて確認した旨をその方法を含めて記載する。

提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行している場合には、それぞれの事項を提供元の個人関連情報取扱事業者が自ら確認した旨を記載する。

- (2) 「個人関連情報を提供した年月日（前条第 2 項ただし書の規定により、法第 26 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 26 条第 3 項の記録を一括して作成する場合には、当該提供の期間の初日及び末日）」

[略]

(3) [略]

(4) 「当該個人関連情報の項目」
[事例 1) ～事例 3) 略]

[略]

<提供元の記録事項>

[略]

(※) 個人関連情報の第三者提供について、外国にある第三者への提供にあつては、法第 31 条第 1 項第 2 号の規定による情報の提供についても記録する。

3-7-4-3-2 記録事項の省略 (規則第 28 条第 2 項関係)

規則第 28 条 (第 2 項)

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の記

[同左]

(3) [同左]

(4) 「当該個人関連情報の項目」
[事例 1) ～事例 3) 同左]

[同左]

<提供元の記録事項>

[同左]

(※) 個人関連情報の第三者提供について、外国にある第三者への提供にあつては、法第 26 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による情報の提供についても記録する。

3-7-5-3-2 記録事項の省略 (規則第 18 条の 4 第 2 項関係)

規則第 18 条の 4 (第 2 項)

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 26 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 26 条第 3 項

録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

令和 2 年改正法規則附則第 5 条

第 28 条第 1 項に規定する事項のうち、施行日前に第 27 条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第 28 条第 2 項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供をする場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に 3-7-4（提供元における記録義務）に規定する方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

令和 2 年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を規則第 28 条第 2 項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての

の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第 26 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 26 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

令和 2 年改正法規則附則第 5 条

第 18 条の 4 第 1 項に規定する事項のうち、施行日前に第 18 条の 3 に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第 18 条の 4 第 2 項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供をする場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に 3-7-5（提供元における記録義務）に規定する方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

令和 2 年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を規則第 18 条の 4 第 2 項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体とし

保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間については、3-7-4-4（保存期間）を参照のこと。

3-7-4-4 保存期間（法第 31 条第 3 項、第 30 条第 4 項関係）

法第 31 条（第 3 項）

[略]

法第 30 条（第 4 項）

[略]

規則第 29 条

法第 31 条第 3 項において準用する法第 30 条第 4 項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第 27 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間
- (2) 第 27 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 3 年を経過する日までの間
- (3) [略]

ての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間については、3-7-5-4（保存期間）を参照のこと。

3-7-5-4 保存期間（法第 26 条の 2 第 3 項、第 26 条第 4 項関係）

法第 26 条の 2（第 3 項）

[同左]

法第 26 条（第 4 項）

[同左]

規則第 18 条の 5

法第 26 条の 2 第 3 項において準用する法第 26 条第 4 項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第 18 条の 3 第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間
- (2) 第 18 条の 3 第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 3 年を経過する日までの間
- (3) [同左]

[略]

<保存期間>

記録の作成方法の別	保存期間
「 <u>3-7-4-2-3</u> 契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合	[略]
「 <u>3-7-4-2-2</u> 一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合	[略]
上述以外の場合	[略]

3-7-5 提供先の第三者における確認義務（法第 30 条第 1 項）

法第 30 条（第 1 項）

[略]

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、法第 31 条第 1 項の規定による個人関連情報の提供（法第 27 条第 1 項各号に掲げる場合を除く。）を受けて個人データとして取得する場合は、法第 30 条第 1 項の確認義務の適用を受ける。

[同左]

<保存期間>

記録の作成方法の別	保存期間
「 <u>3-7-5-2-3</u> 契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合	[同左]
「 <u>3-7-5-2-2</u> 一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合	[同左]
上述以外の場合	[同左]

3-7-6 提供先の第三者における確認義務（法第 26 条第 1 項）

法第 26 条（第 1 項）

[同左]

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、法第 26 条の 2 第 1 項の規定による個人関連情報の提供（法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合を除く。）を受けて個人データとして取得する場合は、法第 26 条第 1 項の確認義務の適用を受ける。

3-7-5-1 確認方法（法第 30 条第 1 項、規則第 22 条関係）

法第 30 条（第 1 項）

[略]

規則第 22 条（第 1 項）

1 法第 30 条第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、第三者から法第 31 条第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する際は、当該第三者（提供元の個人関連情報取扱事業者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を確認しなければならない。確認・記録義務ガイドライン「3-1-1（第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）」も参照のこと。

なお、「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」（法第 30 条第 1 項第 2 号）については、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供する個人関連情報を個人データとして取得していないことから、提供先の個人情報取扱事業者における確認の対象とならない。

3-7-6-1 確認方法（法第 26 条第 1 項、規則第 15 条関係）

法第 26 条（第 1 項）

[同左]

規則第 15 条（第 1 項）

1 法第 26 条第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、第三者から法第 26 条の 2 第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する際は、当該第三者（提供元の個人関連情報取扱事業者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を確認しなければならない。確認・記録義務ガイドライン「3-1-1（第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）」も参照のこと。

なお、「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」（法第 26 条第 1 項第 2 号）については、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供する個人関連情報を個人データとして取得していないことから、提供先の個人情報取扱事業者における確認の対象とならない。

3-7-5-2 既に確認を行った第三者に対する確認方法（規則第 22 条関係）

規則第 22 条（第 3 項）

3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第 30 条第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

平成 27 年改正法規則附則第 4 条

[略]

令和 3 年改正法規則附則第 5 条

別表第二法人等において、法第 30 条第 1 項各号に規定する事項のうち、施行日前に第 22 条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について第 23 条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、第 22 条第 3 項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

3-7-6-2 既に確認を行った第三者に対する確認方法（規則第 15 条関係）

規則第 15 条（第 3 項）

3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第 26 条第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

平成 27 年改正法規則附則第 4 条

[同左]

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に規則第 22 条に規定する方法（3-7-5-1（確認方法））により確認を行い、3-7-4（提供元における記録義務）に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。

例えば、個人情報取扱事業者である提供先の第三者が、同じ提供元の個人関連情報取扱事業者から、既に確認・記録義務を履行した本人に係る個人関連情報であることを認識しながら、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、「同一であることの確認」が行われているものである。

3-7-5-3 提供先の第三者による適正取得

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、偽りその他不正の手段により、個人関連情報を個人データとして取得してはならない（法第 20 条第 1 項）。

[略]

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に規則第 15 条に規定する方法（3-7-6-1（確認方法））により確認を行い、3-7-5（提供元における記録義務）に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。

例えば、個人情報取扱事業者である提供先の第三者が、同じ提供元の個人関連情報取扱事業者から、既に確認・記録義務を履行した本人に係る個人関連情報であることを認識しながら、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、「同一であることの確認」が行われているものである。

3-7-6-3 提供先の第三者による適正取得

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、偽りその他不正の手段により、個人関連情報を個人データとして取得してはならない（法第 17 条第 1 項）。

[同左]

3-7-6 提供先の第三者における記録義務（法第 30 条第 3 項関係）

法第 30 条（第 3 項）

[略]

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、法第 31 条第 1 項の規定による個人関連情報の提供（法第 27 条第 1 項各号に掲げる場合を除く。）を受けて個人データとして取得する場合は、法第 30 条第 3 項の記録義務の適用を受ける。

3-7-6-1 記録を作成する媒体（規則第 23 条第 1 項関係）

規則第 23 条（第 1 項）

- 1 法第 30 条第 3 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

[略]

3-7-6-2 記録を作成する方法

3-7-7 提供先の第三者における記録義務（法第 26 条第 3 項関係）

法第 26 条（第 3 項）

[同左]

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、法第 26 条の 2第 1 項の規定による個人関連情報の提供（法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合を除く。）を受けて個人データとして取得する場合は、法第 26 条第 3 項の記録義務の適用を受ける。

3-7-7-1 記録を作成する媒体（規則第 16 条第 1 項関係）

規則第 16 条（第 1 項）

- 1 法第 26 条第 3 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

[同左]

3-7-7-2 記録を作成する方法

3-7-6-2-1 原則（規則第 23 条第 2 項関係）

規則第 23 条（第 2 項）

2 法第 30 条第 3 項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。（略）

[略]

3-7-6-2-2 一括して記録を作成する方法（規則第 23 条第 2 項関係）

規則第 23 条（第 2 項）

2 （略）当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第 27 条第 2 項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、一定の期間内に特定の事業者から継続的に又は反復して個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。3-7-4-2-2（一括して記録を作成する方法）も参照のこと。

3-7-7-2-1 原則（規則第 16 条第 2 項関係）

規則第 16 条（第 2 項）

2 法第 26 条第 3 項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。（略）

[同左]

3-7-7-2-2 一括して記録を作成する方法（規則第 16 条第 2 項関係）

規則第 16 条（第 2 項）

2 （略）当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第 23 条第 2 項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、一定の期間内に特定の事業者から継続的に又は反復して個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。3-7-7-2-2（一括して記録を作成する方法）も参照のこと。

3-7-6-2-3 契約書等の代替手段による方法（規則第 23 条第 3 項関係）

規則第 23 条（第 3 項）

3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 30 条第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

個人情報取扱事業者である提供先の第三者が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、当該本人に係る個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。

仮に、規則第 23 条第 3 項の要件を満たさない書面も、記録事項が記載されていれば記録として認められるが、保存期間の違いに留意する必要がある（3-7-6-4（保存期間）参照）。

3-7-4-2-3（契約書等の代替手段による方法）も参照のこと。

3-7-7-2-3 契約書等の代替手段による方法（規則第 16 条第 3 項関係）

規則第 16 条（第 3 項）

3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 26 条第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

個人情報取扱事業者である提供先の第三者が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、当該本人に係る個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。

仮に、規則第 16 条第 3 項の要件を満たさない書面も、記録事項が記載されていれば記録として認められるが、保存期間の違いに留意する必要がある（3-7-7-4（保存期間）参照）。

3-7-5-2-3（契約書等の代替手段による方法）も参照のこと。

3-7-6-3 提供先の第三者における記録事項（規則第 24 条関係）

3-7-6-3-1 提供先の第三者における記録事項（規則第 24 条第 1 項関係）

規則第 24 条（第 1 項）

- 1 法第 30 条第 3 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
- (1) (2) [略]
- (3) 個人関連情報取扱事業者から法第 31 条第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 第 1 号ロからニまでに掲げる事項
- イ 法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われている旨
- ロ 法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる事項
- [ハ・ニ 略]

[略]

- (1) 「法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第 2 号の規定による情報の

3-7-7-3 提供先の第三者における記録事項（規則第 17 条関係）

3-7-7-3-1 提供先の第三者における記録事項（規則第 17 条第 1 項関係）

規則第 17 条（第 1 項）

- 1 法第 26 条第 3 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
- (1) (2) [同左]
- (3) 個人関連情報取扱事業者から法第 26 条の 2 第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 第 1 号ロからニまでに掲げる事項
- イ 法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われている旨
- ロ 法第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる事項
- [ハ・ニ 同左]

[同左]

- (1) 「法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第 2 号の規定による情

提供が行われている旨」

法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られている旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われている旨を記載する。

同意の取得や情報提供について、これを行ったことを示す証跡等がある場合には、当該証跡等をもって記録とすることもできる。

(2) 「法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる事項」

[略]

(3) [略]

(4) 「当該個人関連情報の項目」

3-7-4-3-1（提供元における個人関連情報取扱事業者の記録事項）を参照のこと。

<提供先の記録事項>

[略]

(※) 個人関連情報の第三者提供について、外国にある第三者への

報の提供が行われている旨」

法第 26 条の 2第 1 項第 1 号の本人の同意が得られている旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われている旨を記載する。

同意の取得や情報提供について、これを行ったことを示す証跡等がある場合には、当該証跡等をもって記録とすることもできる。

(2) 「法第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる事項」

[同左]

(3) [同左]

(4) 「当該個人関連情報の項目」

3-7-5-3-1（提供元における個人関連情報取扱事業者の記録事項）を参照のこと。

<提供先の記録事項>

[同左]

(※) 個人関連情報の第三者提供について、外国にある第三者への

提供にあつては、法第 31 条第 1 項第 2 号の規定による情報の提供についても記録する。

3-7-6-3-2 記録事項の省略（規則第 24 条第 2 項関係）

規則第 24 条（第 2 項）

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 30 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第 30 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

令和 2 年改正法規則附則第 3 条

第 24 条第 1 項第 3 号に規定する事項のうち、施行日前に第 23 条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第 24 条第 2 項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に

提供にあつては、法第 26 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による情報の提供についても記録する。

3-7-7-3-2 記録事項の省略（規則第 17 条第 2 項関係）

規則第 17 条（第 2 項）

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 26 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第 26 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

令和 2 年改正法規則附則第 3 条

第 17 条第 1 項第 3 号に規定する事項のうち、施行日前に第 16 条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第 17 条第 2 項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に

3-7-6（提供先の第三者における記録義務）に規定する方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

令和 2 年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を規則第 24 条第 2 項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間については、3-7-6-4（保存期間）を参照のこと。

3-7-6-4 保存期間（法第 30 条第 4 項、規則第 25 条関係）

法第 30 条（第 4 項）

[略]

規則第 25 条

法第 30 条第 4 項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第 23 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 1 年を経過する日までの間

3-7-7（提供先の第三者における記録義務）に規定する方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

令和 2 年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を規則第 17 条第 2 項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間については、3-7-7-4（保存期間）を参照のこと。

3-7-7-4 保存期間（法第 26 条第 4 項、規則第 18 条関係）

法第 26 条（第 4 項）

[同左]

規則第 18 条

法第 26 条第 4 項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第 16 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 1 年を経過する日までの間

- (2) 第 23 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 3 年を経過する日までの間
- (3) [略]

[略]

<保存期間>

記録の作成方法の別	保存期間
「 <u>3-7-6-2-3</u> 契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合	[略]
「 <u>3-7-6-2-2</u> 一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合	[略]
上述以外の場合	[略]

3-8 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第 32 条～第 39 条関係）

- (2) 第 16 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 3 年を経過する日までの間
- (3) [同左]

[同左]

<保存期間>

記録の作成方法の別	保存期間
「 <u>3-7-7-2-3</u> 契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合	[同左]
「 <u>3-7-7-2-2</u> 一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合	[同左]
上述以外の場合	[同左]

3-8 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第 27 条～第 34 条関係）

3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第32条関係）

(1) 保有個人データに関する事項の本人への周知（法第32条第1項関係）

法第32条（第1項）

1 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) [略]
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第34条第1項若しくは第35条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続（第38条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- (4) [略]

政令第10条

法第32条第1項第4号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第23条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答

3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第27条関係）

(1) 保有個人データに関する事項の本人への周知（法第27条第1項関係）

法第27条（第1項）

1 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) [同左]
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第29条第1項若しくは第30条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続（第33条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- (4) [同左]

政令第8条

法第27条第1項第4号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第20条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答

する場合を含む。)に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)

[(2)・(3) 略]

[略]

[(1)~(3) 略]

④保有個人データの安全管理のために講じた措置(ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)

個人情報取扱事業者は、法第23条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。

ただし、当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては、その必要はない。

当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況(取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。)、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は個人情報取扱事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても個人情報取扱事業者によって異なる。

する場合を含む。)に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)

[(2)・(3) 同左]

[同左]

[(1)~(3) 同左]

④保有個人データの安全管理のために講じた措置(ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)

個人情報取扱事業者は、法第20条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。

ただし、当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては、その必要はない。

当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況(取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。)、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は個人情報取扱事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても個人情報取扱事業者によって異なる。

なお、本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。

[【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】～【中小規模事業者（※10）における安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】 略]

⑤保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(例) [略]

[(※1) ～ (※3) 略]

(※4) 「一定の場合」とは、法第 21 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる次の場合をいう（3-3-5（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）。

[ア) ～ウ) 略]

[(※5) ・ (※6) 略]

(※7) 法第 32 条第 1 項第 4 号及び政令第 10 条第 1 号の規定により本人の知り得る状態に置く必要があるのは保有個人データの安全管理のために講じた措置であるが、これに代えて、個人デー

なお、本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。

[【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】～【中小規模事業者（※10）における安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】 同左]

⑤保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(例) [同左]

[(※1) ～ (※3) 同左]

(※4) 「一定の場合」とは、法第 18 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる次の場合をいう（3-3-5（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）。

[ア) ～ウ) 同左]

[(※5) ・ (※6) 同左]

(※7) 法第 27 条第 1 項第 4 号及び政令第 8 条第 1 号の規定により本人の知り得る状態に置く必要があるのは保有個人データの安全管理のために講じた措置であるが、これに代えて、個人デー

タの安全管理のために講じた措置について本人の知り得る状態に置くことは妨げられない。なお、本ガイドラインでは、個人データの安全管理のために講じた措置についての事例を記載している。

安全管理措置の事例について、詳細は「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。ただし、上記事例も含め、掲げられている事例の内容の全てを本人の知り得る状態に置かなければならないわけではなく、また、本人の知り得る状態に置かなければならないものは事例の内容に限られない。本人の適切な理解と関与を促す観点から、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に応じて、上記事例以上に詳細な内容の掲載や回答とすることは、より望ましい対応である。

[（※8）・（※9） 略]

（※10）「中小規模事業者」については、「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。

（※11）中小規模事業者における安全管理措置の事例についても、詳細は「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。その他の個人情報取扱事業者と同様に、上記事例も含め、掲げられている事例の内容の全てを本人の知り得る状態に置かなければならないわけではなく、また、本人の知り得る状態に置かなければならないものは事例の内容に限られない。また、中小規模事業者が、その他の個人情報取扱事業者と同様に「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に掲げる「手法の例

タの安全管理のために講じた措置について本人の知り得る状態に置くことは妨げられない。なお、本ガイドラインでは、個人データの安全管理のために講じた措置についての事例を記載している。

安全管理措置の事例について、詳細は「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。ただし、上記事例も含め、掲げられている事例の内容の全てを本人の知り得る状態に置かなければならないわけではなく、また、本人の知り得る状態に置かなければならないものは事例の内容に限られない。本人の適切な理解と関与を促す観点から、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に応じて、上記事例以上に詳細な内容の掲載や回答とすることは、より望ましい対応である。

[（※8）・（※9） 同左]

（※10）「中小規模事業者」については、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。

（※11）中小規模事業者における安全管理措置の事例についても、詳細は「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。その他の個人情報取扱事業者と同様に、上記事例も含め、掲げられている事例の内容の全てを本人の知り得る状態に置かなければならないわけではなく、また、本人の知り得る状態に置かなければならないものは事例の内容に限られない。また、中小規模事業者が、その他の個人情報取扱事業者と同様に「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に掲げる「手法の例

示」に記述した手法を採用し、当該手法の内容を本人の知り得る状態に置くことは、より望ましい対応である。

(2) 保有個人データの利用目的の通知（法第 32 条第 2 項・第 3 項関係）

法第 32 条（第 2 項・第 3 項）

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) [略]

(2) 第 21 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合

3 [略]

[略]

①上記 (1)（法第 32 条第 1 項）の措置により、本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合

②利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（法第 21 条第 4 項第 1 号）（3-3-5（利用目的の通知等をしなくてよい場合）

示」に記述した手法を採用し、当該手法の内容を本人の知り得る状態に置くことは、より望ましい対応である。

(2) 保有個人データの利用目的の通知（法第 27 条第 2 項・第 3 項関係）

法第 27 条（第 2 項・第 3 項）

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) [同左]

(2) 第 18 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合

3 [同左]

[同左]

①上記 (1)（法第 27 条第 1 項）の措置により、本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合

②利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（法第 18 条第 4 項第 1 号）（3-3-5（利用目的の通知等をしなくてよい場合）

参照)

- ③利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合（法第 21 条第 4 項第 2 号）（3-3-5（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）
- ④国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（法第 21 条第 4 項第 3 号）（3-3-5（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）

(※) [略]

3-8-2 保有個人データの開示（法第 33 条第 1 項～第 4 項関係）

法第 33 条（第 1 項～第 4 項）

[略]

規則第 30 条

法第 33 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の個

参照)

- ③利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合（法第 18 条第 4 項第 2 号）（3-3-5（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）
- ④国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（法第 18 条第 4 項第 3 号）（3-3-5（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）

(※) [同左]

3-8-2 保有個人データの開示（法第 28 条第 1 項～第 4 項関係）

法第 28 条（第 1 項～第 4 項）

[同左]

規則第 18 条の 6

法第 28 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の個

個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

[略]

[略]

[【電磁的記録の提供による方法の事例】～【当該方法による開示が困難である場合の事例】 略]

[略]

[(1)・(2) 略]

(3) 他の法令に違反することとなる場合

[略]

事例) [略]

また、他の法令の規定により、法第 33 条第 2 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データを開示することと

個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

[同左]

[同左]

[【電磁的記録の提供による方法の事例】～【当該方法による開示が困難である場合の事例】 同左]

[同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 他の法令に違反することとなる場合

[同左]

事例) [同左]

また、他の法令の規定により、法第 28 条第 2 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データを開示することと

されている場合には、法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されることとなる（法第 33 条第 4 項）。

[略]

3-8-3 第三者提供記録の開示（法第 33 条第 5 項、第 1 項～第 3 項関係）

3-8-3-1 第三者提供記録の定義

法第 33 条（第 5 項）

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 29 条第 1 項及び第 30 条第 3 項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第 37 条第 2 項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

法第 33 条第 1 項～第 3 項

[略]

政令第 11 条

法第 33 条第 5 項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

[(1)～(4) 略]

されている場合には、法第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されることとなる（法第 28 条第 4 項）。

[同左]

3-8-3 第三者提供記録の開示（法第 28 条第 5 項、第 1 項～第 3 項関係）

3-8-3-1 第三者提供記録の定義

法第 28 条（第 5 項）

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 25 条第 1 項及び第 26 条第 3 項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第 32 条第 2 項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

法第 28 条第 1 項～第 3 項

[同左]

政令第 9 条

法第 28 条第 5 項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

[(1)～(4) 同左]

第三者提供記録とは、法第29条第1項及び第30条第3項の記録のうち、次の(1)から(4)までに掲げるものを除いたものをいう。明文又は解釈により法第29条第1項又は第30条第3項の規定が適用されない場合において、これらの規定に基づくことなく作成された記録は第三者提供記録に含まれない。

[略]

3-8-3-2 第三者提供記録の開示の方法

法第33条(第5項)

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る法第29条第1項及び第30条第3項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第37条第2項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

法第33条(第1項)

[略]

規則第30条

第三者提供記録とは、法第25条第1項及び第26条第3項の記録のうち、次の(1)から(4)までに掲げるものを除いたものをいう。明文又は解釈により法第25条第1項又は第26条第3項の規定が適用されない場合において、これらの規定に基づくことなく作成された記録は第三者提供記録に含まれない。

[同左]

3-8-3-2 第三者提供記録の開示の方法

法第28条(第5項)

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る法第25条第1項及び第26条第3項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第32条第2項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

法第28条(第1項)

[同左]

規則第18条の6

法第 33 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

[略]

3-8-3-3 第三者提供記録の不開示事由等

法第 33 条（第 5 項）

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 29 条第 1 項及び第 30 条第 3 項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第 37 条第 2 項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

法第 33 条（第 2 項・第 3 項）

[略]

[略]

法第 28 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

[同左]

3-8-3-3 第三者提供記録の不開示事由等

法第 28 条（第 5 項）

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 25 条第 1 項及び第 26 条第 3 項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第 32 条第 2 項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

法第 28 条（第 2 項・第 3 項）

[同左]

[同左]

3-8-4 保有個人データの訂正等（法第 34 条関係）

法第 34 条

[略]

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除（※1）（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として（※2）、訂正等を行わなければならない。

なお、個人情報取扱事業者は、法第 34 条第 2 項の規定に基づき請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知（※3）しなければならない。

また、保有個人データの内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合には、法第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されることとなる。

なお、本人が、裁判上の訴えにより、当該本人が識別される保有個人データの訂正等を請求する場合と本条との関係については、3-8-9（裁判上の訴えの事前請求）を参照のこと。

[略]

3-8-4 保有個人データの訂正等（法第 29 条関係）

法第 29 条

[同左]

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除（※1）（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として（※2）、訂正等を行わなければならない。

なお、個人情報取扱事業者は、法第 29 条第 2 項の規定に基づき請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知（※3）しなければならない。

また、保有個人データの内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合には、法第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されることとなる。

なお、本人が、裁判上の訴えにより、当該本人が識別される保有個人データの訂正等を請求する場合と本条との関係については、3-8-9（裁判上の訴えの事前請求）を参照のこと。

[同左]

3-8-5 保有個人データの利用停止等（法第 35 条関係）

法第 35 条

- 1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 18 条若しくは第 19 条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第 20 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。
- 2 [略]
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 27 条第 1 項又は第 28 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 [略]
- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第 26 条第 1 項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

3-8-5 保有個人データの利用停止等（法第 30 条関係）

法第 30 条

- 1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 16 条若しくは第 16 条の 2 の規定に違反して取り扱われているとき、又は第 17 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。
- 2 [同左]
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 23 条第 1 項又は第 24 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 [同左]
- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第 22 条の 2 第 1 項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

[6・7 略]

3-8-5-1 利用停止等の要件

[略]

(1) 法違反の場合の利用停止等

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第 18 条の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている若しくは法第 19 条の規定に違反して不適正な利用が行われている、又は法第 20 条の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として（※2）、遅滞なく、利用停止等を行わなければならない。

(2) 法違反の場合の第三者提供の停止

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第 27 条第 1 項又は第 28 条の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提

[6・7 同左]

3-8-5-1 利用停止等の要件

[同左]

(1) 法違反の場合の利用停止等

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第 16 条の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている若しくは法第 16 条の 2の規定に違反して不適正な利用が行われている、又は法第 17 条の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として（※2）、遅滞なく、利用停止等を行わなければならない。

(2) 法違反の場合の第三者提供の停止

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第 23 条第 1 項又は第 24 条の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提

供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として（※3）、遅滞なく、第三者提供の停止を行わなければならない。

(3) 法第 35 条第 5 項の要件を満たす場合の利用停止等又は第三者提供の停止

[略]

①利用する必要がなくなった場合

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなったという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。

「当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった」とは、法第 22 条と同様に、当該保有個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該保有個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等という（※4）。

供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として（※3）、遅滞なく、第三者提供の停止を行わなければならない。

(3) 法第 30 条第 5 項の要件を満たす場合の利用停止等又は第三者提供の停止

[同左]

①利用する必要がなくなった場合

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなったという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。

「当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった」とは、法第 19 条と同様に、当該保有個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該保有個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等という（※4）。

[【利用する必要がなくなったとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められる事例】 略]

②当該本人が識別される保有個人データに係る法第 26 条第 1 項本文に規定する事態が生じた場合

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに係る法第 26 条第 1 項本文に規定する事態が生じたという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。

「当該本人が識別される保有個人データに係る法第 26 条第 1 項本文に規定する事態が生じた」とは、法第 26 条第 1 項本文に定める漏えい等事案が生じたことをいう。法第 26 条第 1 項本文に定める漏えい等事案については、3-5-3-1（対象となる事態）参照のこと。

③当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

[略]

【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして利用停止等又

[【利用する必要がなくなったとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められる事例】 同左]

②当該本人が識別される保有個人データに係る法第 22 条の 2 第 1 項本文に規定する事態が生じた場合

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに係る法第 22 条の 2 第 1 項本文に規定する事態が生じたという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。

「当該本人が識別される保有個人データに係る法第 22 条の 2 第 1 項本文に規定する事態が生じた」とは、法第 22 条の 2 第 1 項本文に定める漏えい等事案が生じたことをいう。法第 22 条の 2 第 1 項本文に定める漏えい等事案については、3-5-3-1（対象となる事態）参照のこと。

③当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

[同左]

【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして利用停止等又

は第三者提供の停止が認められると考えられる事例】

[事例 1) ～事例 3) 略]

事例 4) 個人情報取扱事業者が、法第 27 条第 1 項に違反して第三者提供を行っており、本人を識別する保有個人データについても本人の同意なく提供されるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例 5) [略]

[【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例】 略]

[(※1) ～ (※6) 略]

3-8-5-2 本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度

[略]

【本人からの請求に対し、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度での対応として考えられる事例】

事例 1) [略]

事例 2) 法第 27 条第 1 項に違反して第三者提供が行われているとして保有個人データの消去を請求された場合に、利用停止又は第三者提供

は第三者提供の停止が認められると考えられる事例】

[事例 1) ～事例 3) 同左]

事例 4) 個人情報取扱事業者が、法第 23 条第 1 項に違反して第三者提供を行っており、本人を識別する保有個人データについても本人の同意なく提供されるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例 5) [同左]

[【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例】 同左]

[(※1) ～ (※6) 同左]

3-8-5-2 本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度

[同左]

【本人からの請求に対し、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度での対応として考えられる事例】

事例 1) [同左]

事例 2) 法第 23 条第 1 項に違反して第三者提供が行われているとして保有個人データの消去を請求された場合に、利用停止又は第三者提供

の停止による対応によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、利用停止又は第三者提供の停止による対応を行う場合

3-8-5-3 [略]

3-8-6 理由の説明（法第 36 条関係）

法第 36 条

個人情報取扱事業者は、第 32 条第 3 項、第 33 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 34 条第 3 項又は前条第 7 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

[略]

3-8-7 開示等の請求等に応じる手続（法第 37 条関係）

の停止による対応によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、利用停止又は第三者提供の停止による対応を行う場合

3-8-5-3 [同左]

3-8-6 理由の説明（法第 31 条関係）

法第 31 条

個人情報取扱事業者は、第 27 条第 3 項、第 28 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 29 条第 3 項又は前条第 7 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

[同左]

3-8-7 開示等の請求等に応じる手続（法第 32 条関係）

法第 37 条

1 個人情報取扱事業者は、第 32 条第 2 項の規定による求め又は第 33 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。次条第 1 項及び第 39 条において同じ。）、第 34 条第 1 項若しくは第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求（以下この条及び第 54 条第 1 項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

[2~4 略]

政令第 12 条

法第 37 条第 1 項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

[(1) 略]

(2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第 33 条第 1 項及び第 38 条第 3 項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式

[(3) 略]

(4) 法第 38 条第 1 項の手数料の徴収方法

政令第 13 条

法第 32 条

1 個人情報取扱事業者は、第 27 条第 2 項の規定による求め又は第 28 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。次条第 1 項及び第 34 条において同じ。）、第 29 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求（以下この条及び第 53 条第 1 項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

[2~4 同左]

政令第 10 条

法第 32 条第 1 項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

[(1) 同左]

(2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第 14 条第 1 項及び第 21 条第 3 項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式

[(3) 同左]

(4) 法第 33 条第 1 項の手数料の徴収方法

政令第 11 条

法第 37 条第 3 項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

[(1)・(2) 略]

[略]

[(1)～(4) 略]

ただし、開示等の請求等を受け付ける方法を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

また、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかなければならない（3-8-1（保有個人データに関する事項の公表等）参照）。「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならないが、開示等の請求等を行おうとする本人がその手続を把握できるようにしておくことが重要であり、例えば、ホームページへの掲載による場合、本人が簡単な操作に

法第 32 条第 3 項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

[(1)・(2) 同左]

[同左]

[(1)～(4) 同左]

ただし、開示等の請求等を受け付ける方法を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

また、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかなければならない（3-8-1（保有個人データに関する事項の公表等）参照）。「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならないが、開示等の請求等を行おうとする本人がその手続を把握できるようにしておくことが重要であり、例えば、ホームページへの掲載による場合、本人が簡単な操作に

よって該当箇所へ到達でき、円滑に請求等を行えるようにしておくことが望ましい。また、「本人の求めに応じて遅滞なく回答する」ことにより対応する場合には、その前提として、少なくとも本人が簡単な操作によって求めを行うことができるようにすることが望ましい。

なお、個人情報取扱事業者が、開示等の請求等を受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときは、本人は、当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならない、当該方法に従わなかった場合は、個人情報取扱事業者は当該開示等の請求等を拒否することができる（※3）。

また、法第37条第2項前段は、本人に対し、開示を請求する保有個人データ又は第三者提供記録の範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、個人情報取扱事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものでもない。

個人情報取扱事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。

[（※1）～（※3） 略]

よって該当箇所へ到達でき、円滑に請求等を行えるようにしておくことが望ましい。また、「本人の求めに応じて遅滞なく回答する」ことにより対応する場合には、その前提として、少なくとも本人が簡単な操作によって求めを行うことができるようにすることが望ましい。

なお、個人情報取扱事業者が、開示等の請求等を受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときは、本人は、当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならない、当該方法に従わなかった場合は、個人情報取扱事業者は当該開示等の請求等を拒否することができる（※3）。

また、法第32条第2項前段は、本人に対し、開示を請求する保有個人データ又は第三者提供記録の範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、個人情報取扱事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものでもない。

個人情報取扱事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。

[（※1）～（※3） 同左]

3-8-8 手数料（法第 38 条関係）

法第 38 条

- 1 個人情報取扱事業者は、第 32 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 33 条第 1 項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
- 2 [略]

個人情報取扱事業者は、保有個人データの利用目的の通知（法第 32 条第 2 項）を求められ、又は保有個人データの開示の請求（法第 33 条第 1 項）若しくは第三者提供記録の開示の請求（法第 33 条第 5 項において準用する同条第 1 項）を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。

なお、当該手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※）に置いておかなければならない（法第 32 条第 1 項第 3 号）。

また、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（※）[略]

3-8-9 裁判上の訴えの事前請求（法第 39 条関係）

3-8-8 手数料（法第 33 条関係）

法第 33 条

- 1 個人情報取扱事業者は、第 27 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 28 条第 1 項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
- 2 [同左]

個人情報取扱事業者は、保有個人データの利用目的の通知（法第 27 条第 2 項）を求められ、又は保有個人データの開示の請求（法第 28 条第 1 項）若しくは第三者提供記録の開示の請求（法第 28 条第 5 項において準用する同条第 1 項）を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。

なお、当該手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※）に置いておかなければならない（法第 27 条第 1 項第 3 号）。

また、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（※）[同左]

3-8-9 裁判上の訴えの事前請求（法第 34 条関係）

法第 39 条

- 1 本人は、第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。
- 2 [略]
- 3 前二項の規定は、第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

[略]

[(※1) ~ (※7) 略]

(※8) 「当該裁判外の請求を拒んだとき」とは、法第 33 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 34 条第 3 項、及び第 35 条第 7 項に掲げる場合のほか、個人情報取扱事業者が当該請求を行った者に対して特に理由を説明することなく単に当該請求を拒む旨を通知した場合等も含まれる。

法第 34 条

- 1 本人は、第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。
- 2 [同左]
- 3 前二項の規定は、第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

[同左]

[(※1) ~ (※7) 同左]

(※8) 「当該裁判外の請求を拒んだとき」とは、法第 28 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 29 条第 3 項、及び第 30 条第 7 項に掲げる場合のほか、個人情報取扱事業者が当該請求を行った者に対して特に理由を説明することなく単に当該請求を拒む旨を通知した場合等も含まれる。

3-9 個人情報の取扱いに関する苦情処理（法第 40 条関係）

法第 40 条

[略]

[略]

3-10 仮名加工情報取扱事業者等の義務（法第 41 条・第 42 条関係）

[略]

(参考)

【仮名加工情報の作成等（法第 41 条第 1 項関係）】

法第 41 条（第 1 項）

- 1 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第 6 章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

規則第 31 条

3-9 個人情報の取扱いに関する苦情処理（法第 35 条関係）

法第 35 条

[同左]

[同左]

3-10 仮名加工情報取扱事業者等の義務（法第 35 条の 2・第 35 条の 3 関係）

[同左]

(参考)

【仮名加工情報の作成等（法第 35 条の 2 第 1 項関係）】

法第 35 条の 2（第 1 項）

- 1 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

規則第 18 条の 7

法第 41 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

[(1)～(3) 略]

【仮名加工情報の安全管理措置等（法第 41 条第 2 項、第 42 条第 3 項関係）】

法第 41 条（第 2 項）

[略]

法第 42 条（第 3 項）

3 第 23 条から第 25 条まで、第 40 条並びに前条第 7 項及び第 8 項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第 20 条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第 7 項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

規則第 32 条

法第 41 条第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 法第 41 条第 2 項に規定する削除情報等（同条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権

法第 35 条の 2 第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

[(1)～(3) 同左]

【仮名加工情報の安全管理措置等（法第 35 条の 2 第 2 項、第 35 条の 3 第 3 項関係）】

法第 35 条の 2（第 2 項）

[同左]

法第 35 条の 3（第 3 項）

3 第 20 条から第 22 条まで、第 35 条並びに前条第 7 項及び第 8 項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第 20 条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第 7 項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

規則第 18 条の 8

法第 35 条の 2 第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 法第 35 条の 2 第 2 項に規定する削除情報等（同条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者

限及び責任を明確に定めること。

[(2)・(3) 略]

【利用目的の制限・公表等（法第 41 条第 3 項・第 4 項関係）】

法第 41 条（第 3 項・第 4 項）

- 3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第 18 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 17 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第 21 条の規定の適用については、同条第 1 項及び第 3 項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第 4 項第 1 号から第 3 号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

【利用する必要がなくなった場合の消去（法第 41 条第 5 項関係）】

法第 41 条（第 5 項）

- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第 22 条の規定は、適用しない。

【第三者提供の禁止等（法第 41 条第 6 項、第 42 条第 1 項・第 2 項関

の権限及び責任を明確に定めること。

[(2)・(3) 同左]

【利用目的の制限・公表等（法第 35 条の 2 第 3 項・第 4 項関係）】

法第 35 条の 2（第 3 項・第 4 項）

- 3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第 16 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 15 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第 18 条の規定の適用については、同条第 1 項及び第 3 項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第 4 項第 1 号から第 3 号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

【利用する必要がなくなった場合の消去（法第 35 条の 2 第 5 項関係）】

法第 35 条の 2（第 5 項）

- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第 19 条の規定は、適用しない。

【第三者提供の禁止等（法第 35 条の 2 第 6 項、第 35 条の 3 第 1 項・第 2

係)】

法第 41 条 (第 6 項)

6 仮名加工情報取扱事業者は、第 27 条第 1 項及び第 2 項並びに第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第 27 条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 41 条第 6 項」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 6 項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第 29 条第 1 項ただし書中「第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあっては、第 27 条第 1 項各号のいずれか）」とあり、及び第 30 条第 1 項ただし書中「第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第 27 条第 5 項各号のいずれか」とする。

法第 42 条 (第 1 項・第 2 項)

1 [略]

2 第 27 条第 5 項及び第 6 項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 42 条第 1 項」と、同項第 1 号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 6 項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工

項関係)】

法第 35 条の 2 (第 6 項)

6 仮名加工情報取扱事業者は、第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第 23 条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 35 条の 2 第 6 項」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 6 項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第 25 条第 1 項ただし書中「第 23 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあっては、第 23 条第 1 項各号のいずれか）」とあり、及び第 26 条第 1 項ただし書中「第 23 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第 23 条第 5 項各号のいずれか」とする。

法第 35 条の 3 (第 1 項・第 2 項)

1 [同左]

2 第 23 条第 5 項及び第 6 項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 35 条の 3 第 1 項」と、同項第 1 号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 6 項中「個人情報取扱事業者」とあるのは

情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとする。

【識別行為の禁止（法第 41 条第 7 項、第 42 条第 3 項関係）】

法第 41 条（第 7 項）

[略]

法第 42 条（第 3 項）

3 第 23 条から第 25 条まで、第 40 条並びに前条第 7 項及び第 8 項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第 23 条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第 7 項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

【本人への連絡等の禁止（法第 41 条第 8 項、第 42 条第 3 項）】

法第 41 条（第 8 項）

[略]

法第 42 条（第 3 項）

3 第 23 条から第 25 条まで、第 40 条並びに前条第 7 項及び第 8 項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第 23 条中「漏えい、滅失又は毀損」と

「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとする。

【識別行為の禁止（法第 35 条の 2 第 7 項、第 35 条の 3 第 3 項関係）】

法第 35 条の 2（第 7 項）

[同左]

法第 35 条の 3（第 3 項）

3 第 20 条から第 22 条まで、第 35 条並びに前条第 7 項及び第 8 項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第 20 条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第 7 項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

【本人への連絡等の禁止（法第 35 条の 2 第 8 項、第 35 条の 3 第 3 項）】

法第 35 条の 2（第 8 項）

[同左]

法第 35 条の 3（第 3 項）

3 第 20 条から第 22 条まで、第 35 条並びに前条第 7 項及び第 8 項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第 20 条中「漏えい、滅失又は毀損」と

あるのは「漏えい」と、前条第 7 項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

規則第 33 条

法第 41 条第 8 項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

[(1)～(3) 略]

【適用除外（法第 41 条第 9 項）】

法第 41 条（第 9 項）

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第 17 条第 2 項、第 26 条及び第 32 条から第 39 条までの規定は、適用しない。

3-11 匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第 43 条～第 46 条関係）

[略]

(参考)

【匿名加工情報の作成等（法第 43 条第 1 項関係）】

法第 43 条（第 1 項）

1 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース

あるのは「漏えい」と、前条第 7 項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

規則第 18 条の 9

法第 35 条の 2 第 8 項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

[(1)～(3) 同左]

【適用除外（法第 35 条の 2 第 9 項）】

法第 35 条の 2（第 9 項）

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第 15 条第 2 項、第 22 条の 2 及び第 27 条から第 34 条までの規定は、適用しない。

3-11 匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第 36 条～第 39 条関係）

[同左]

(参考)

【匿名加工情報の作成等（法第 36 条第 1 項関係）】

法第 36 条（第 1 項）

1 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース

等を構成するものに限る。以下この章及び第 6 章において同じ。) を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

規則第 34 条

法第 43 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

[(1)～(5) 略]

【匿名加工情報の安全管理措置等（法第 43 条第 2 項・第 3 項、第 6 項、第 46 条関係）】

法第 43 条（第 2 項・第 3 項・第 6 項）

[略]

法第 46 条

[略]

規則第 35 条

法第 43 条第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削

等を構成するものに限る。以下同じ。) を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

規則第 19 条

法第 36 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

[(1)～(5) 同左]

【匿名加工情報の安全管理措置等（法第 36 条第 2 項・第 3 項、第 6 項、第 39 条関係）】

法第 36 条（第 2 項・第 3 項・第 6 項）

[同左]

法第 39 条

[同左]

規則第 20 条

法第 36 条第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削

除した記述等及び個人識別符号並びに法第 43 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報をも復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

[(2)・(3) 略]

規則第 36 条

1 法第 43 条第 3 項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 [略]

【匿名加工情報の第三者提供（法第 43 条第 4 項、第 44 条関係）】

法第 43 条（第 4 項）

[略]

法第 44 条

[略]

規則第 37 条

1 法第 43 条第 4 項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

除した記述等及び個人識別符号並びに法第 36 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報をも復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

[(2)・(3) 同左]

規則第 21 条

1 法第 36 条第 3 項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 [同左]

【匿名加工情報の第三者提供（法第 36 条第 4 項、第 37 条関係）】

法第 36 条（第 4 項）

[同左]

法第 37 条

[同左]

規則第 22 条

1 法第 36 条第 4 項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第 43 条第 4 項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

規則第 38 条

- 1 前条第 1 項の規定は、法第 44 条の規定による公表について準用する。
- 2 前条第 2 項の規定は、法第 44 条の規定による明示について準用する。

【識別行為の禁止（法第 43 条第 5 項、第 45 条関係）】

法第 43 条（第 5 項）

[略]

法第 45 条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 43 条第 1 項若しくは第 114 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 法第 36 条第 4 項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

規則第 23 条

- 1 前条第 1 項の規定は、法第 37 条の規定による公表について準用する。
- 2 前条第 2 項の規定は、法第 37 条の規定による明示について準用する。

【識別行為の禁止（法第 36 条第 5 項、第 38 条関係）】

法第 36 条（第 5 項）

[同左]

法第 38 条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 36 条第 1 項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 44 条の 10 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 10 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方

法第 145 条

1 委員会は、個人情報取扱事業者が第 18 条から第 20 条まで、第 21 条（第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定を第 41 条第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 23 条から第 26 条まで、第 27 条（第 4 項を除き、第 5 項及び第 6 項の規定を第 41 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 28 条、第 29 条（第 1 項ただし書の規定を第 41 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 30 条（第 2 項を除き、第 1 項ただし書の規定を第 41 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 32 条、第 33 条（第 1 項（第 5 項において準用する場合を含む。）を除く。）、第 34 条第 2 項若しくは第 3 項、第 35 条（第 1 項、第 3 項及び第 5 項を除く。）、第 38 条第 2 項、第 41 条（第 4 項及び第 5 項を除く。）若しくは第 43 条（第 6 項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第 31 条第 1 項、同条第 2 項において読み替えて準用する第 28 条第 3 項若しくは第 31 条第 3 項において読み替えて準用する第 30 条第 3 項若しくは第 4 項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第 42 条第 1 項、同条第 2 項において読み替えて準用する第 27 条第 5 項若しくは第 6 項若しくは第 42 条第 3 項において読み替えて準用する第 23 条から第 25 条まで若しくは第 41 条第 7 項若しくは第 8 項の

4 「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方

法第 42 条

1 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が第 16 条から第 17 条まで、第 18 条（第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定を第 35 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 20 条から第 22 条の 2 まで、第 23 条（第 4 項を除き、第 5 項及び第 6 項の規定を第 35 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 24 条、第 25 条（第 1 項ただし書の規定を第 35 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 26 条（第 2 項を除き、第 1 項ただし書の規定を第 35 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 27 条、第 28 条（第 1 項（第 5 項において準用する場合を含む。）を除く。）、第 29 条第 2 項若しくは第 3 項、第 30 条（第 1 項、第 3 項及び第 5 項を除く。）、第 33 条第 2 項、第 35 条の 2（第 4 項及び第 5 項を除く。）若しくは第 36 条（第 6 項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第 26 条の 2 第 1 項若しくは同条第 2 項において読み替えて準用する第 24 条第 3 項若しくは第 26 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する第 26 条第 3 項若しくは第 4 項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第 35 条の 3 第 1 項若しくは同条第 2 項において読み替えて準用する第 23 条第 5 項若しくは第 6 項若しくは第 35 条の 3 第 3 項において読み替えて準用す

規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第 44 条若しくは第 45 条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第 18 条から第 20 条まで、第 23 条から第 26 条まで、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項若しくは第 3 項、第 41 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項から第 8 項まで若しくは第 43 条第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第 31 条第 1 項若しくは同条第 2 項において読み替えて準用する第 28 条第 3 項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第 42 条第 1 項若しくは同条第 3 項において読み替えて準用する第 23 条から第 25 条まで若しくは第 41 条第 7 項若しくは第 8 項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第 45 条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を

る第 20 条から第 22 条まで若しくは第 35 条の 2 第 7 項若しくは第 8 項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第 37 条若しくは第 38 条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 個人情報保護委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第 16 条から第 17 条まで、第 20 条から第 22 条の 2 まで、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項若しくは第 3 項、第 35 条の 2 第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項から第 8 項まで若しくは第 36 条第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第 26 条の 2 第 1 項若しくは同条第 2 項において読み替えて準用する第 24 条第 3 項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第 35 条の 3 第 1 項若しくは同条第 3 項において読み替えて準用する第 20 条から第 22 条まで若しくは第 35 条の 2 第 7 項若しくは第 8 項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第 38 条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、

是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

法第 173 条

第 145 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

法第 179 条

- 1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- (1) 第 173 条及び第 174 条 1 億円以下の罰金刑
- (2) 第 177 条 同条の罰金刑

- 2 [略]

法第 145 条に規定される個人情報保護委員会の「勧告（第 1 項）」「命令（第 2 項）」及び「緊急命令（第 3 項）」については、個人情報取扱事業者等が本ガイドラインに沿って必要な措置等を講じたか否かにつき判断

当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 個人情報保護委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

法第 83 条

第 42 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

法第 87 条

- 1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- (1) 第 83 条及び第 84 条 1 億円以下の罰金刑
- (2) 第 85 条 同条の罰金刑

- 2 [同左]

法第 42 条に規定される個人情報保護委員会の「勧告（第 1 項）」「命令（第 2 項）」及び「緊急命令（第 3 項）」については、個人情報取扱事業者等が本ガイドラインに沿って必要な措置等を講じたか否かにつき判断し

して行うものとする。

すなわち、本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、個人情報取扱事業者においては法第 18 条から第 20 条まで、第 21 条（第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定を第 41 条第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 23 条から第 26 条まで、第 27 条（第 4 項を除き、第 5 項及び第 6 項の規定を第 41 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 28 条、第 29 条（第 1 項ただし書の規定を第 41 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 30 条（第 2 項を除き、第 1 項ただし書の規定を第 41 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 32 条、第 33 条（第 1 項（第 5 項において準用する場合を含む。）を除く。）、第 34 条第 2 項若しくは第 3 項、第 35 条（第 1 項、第 3 項及び第 5 項を除く。）、第 38 条第 2 項、第 41 条（第 4 項及び第 5 項を除く。）又は第 43 条（第 6 項を除く。）の規定違反、個人関連情報取扱事業者においては法第 31 条第 1 項若しくは同条第 2 項において読み替えて準用する第 28 条第 3 項又は第 31 条第 3 項において読み替えて準用する第 30 条第 3 項若しくは第 4 項の規定違反、仮名加工情報取扱事業者においては法第 42 条第 1 項若しくは同条第 2 項において読み替えて準用する第 27 条第 5 項若しくは第 6 項又は第 42 条第 3 項において読み替えて準用する第 23 条から第 25 条まで若しくは第 41 条第 7 項若しくは第 8 項の規定違反、匿名加工情報取扱事業者においては法第 44 条又は第 45 条の規定違反と判断される可能性がある。

違反と判断された場合において、実際に個人情報保護委員会が「勧告」

て行うものとする。

すなわち、本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、個人情報取扱事業者においては法第 16 条から第 17 条まで、第 18 条（第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定を第 35 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 20 条から第 22 条の 2 まで、第 23 条（第 4 項を除き、第 5 項及び第 6 項の規定を第 35 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 24 条、第 25 条（第 1 項ただし書の規定を第 35 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 26 条（第 2 項を除き、第 1 項ただし書の規定を第 35 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 27 条、第 28 条（第 1 項（第 5 項において準用する場合を含む。）を除く。）、第 29 条第 2 項若しくは第 3 項、第 30 条（第 1 項、第 3 項及び第 5 項を除く。）、第 33 条第 2 項、第 35 条の 2（第 4 項及び第 5 項を除く。）又は第 36 条（第 6 項を除く。）の規定違反、個人関連情報取扱事業者においては法第 26 条の 2 第 1 項若しくは同条第 2 項において読み替えて準用する第 24 条第 3 項又は第 26 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する第 26 条第 3 項若しくは第 4 項の規定違反、仮名加工情報取扱事業者においては法第 35 条の 3 第 1 項若しくは同条第 2 項において読み替えて準用する第 23 条第 5 項若しくは第 6 項又は第 35 条の 3 第 3 項において読み替えて準用する第 20 条から第 22 条まで若しくは第 35 条の 2 第 7 項若しくは第 8 項の規定違反、匿名加工情報取扱事業者においては法第 37 条又は第 38 条の規定違反と判断される可能性がある。

を行うこととなるのは、個人の権利利益を保護するため必要があると個人情報保護委員会が認めたとときとなる。

一方、本ガイドライン中、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないが、法の基本理念（法第 3 条）を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。

「命令」は、単に「勧告」に従わないことをもって発せられることはなく、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると個人情報保護委員会が認めたとときに発せられる。

なお、「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、個人情報保護委員会は、「勧告」に係る措置を講ずべき期間を設定して「勧告」を行うこととする。

「緊急命令」は、個人情報取扱事業者等が上記各規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると個人情報保護委員会が認めたとときに、「勧告」を前置せずに行う。

また、「命令」及び「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、個人情報保護委員会は、「命令」及び「緊急命令」に係る措置を講ずべき期間を設定して「命令」及び「緊急命令」を行い、当該期間中に措置が講じられない場合は、「公表（法第 145 条第 4 項）」の対象となるほか、「罰則（法第 173 条、第 179 条）」が適用される。

違反と判断された場合において、実際に個人情報保護委員会が「勧告」を行うこととなるのは、個人の権利利益を保護するため必要があると個人情報保護委員会が認めたとときとなる。

一方、本ガイドライン中、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないが、法の基本理念（法第 3 条）を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。

「命令」は、単に「勧告」に従わないことをもって発せられることはなく、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると個人情報保護委員会が認めたとときに発せられる。

なお、「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、個人情報保護委員会は、「勧告」に係る措置を講ずべき期間を設定して「勧告」を行うこととする。

「緊急命令」は、個人情報取扱事業者等が上記各規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると個人情報保護委員会が認めたとときに、「勧告」を前置せずに行う。

また、「命令」及び「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、個人情報保護委員会は、「命令」及び「緊急命令」に係る措置を講ずべき期間を設定して「命令」及び「緊急命令」を行い、当該期間中に措置が講じられない場合は、「公表（法第 42 条第 4 項）」の対象となるほか、

なお、個人情報保護委員会は、事案の性質等に応じ、国民への情報提供等の観点から（法第 9 条）、個人情報保護委員会による権限行使について、公表を行うことがある。

5 適用除外（法第 57 条関係）

法第 57 条

- 1 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。
 - (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
 - (2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - (3) 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
 - (4) 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 2 前項第 1 号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

「罰則（法第 83 条、第 87 条）」が適用される。

なお、個人情報保護委員会は、事案の性質等に応じ、国民への情報提供等の観点から（法第 8 条）、個人情報保護委員会による権限行使について、公表を行うことがある。

[新設]

3 第1項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

報道機関（※1）が報道の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合、小説家等が著述（※2）の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合、宗教団体が宗教活動の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合（※3）及び政治団体が政治活動の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合（※4）は、憲法が保障する基本的人権への配慮から、法第4章に定める個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定は適用されない（※5）。

ただし、上記に定める各主体は、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（※1）「報道」とは、新聞、ラジオ、テレビ等を通じて社会の出来事などを広く知らせることをいい、「報道機関」とは、報道を目的とする施設、組織体をいう。なお、「報道機関」の概念には、報道を業とするフリージャーナリストのような個人も含まれる。

（※2）「著述」とは、文芸作品の創作、文芸批評、評論等がこれに該当し、学術書、実用書等人間の知的活動の成果といえるもの

を書き表すことも、これに該当する。一方、名簿等のようにデータの羅列にすぎないものは「著述」に該当しない。

(※3) 「宗教団体」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする、①礼拝の施設を備える団体（神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体）、又は②単位宗教団体を包括する団体（教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これに類する団体）をいう。

また、「宗教活動」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することであり、「これに付随する活動」とは、霊園、宿坊の経営や他宗派の人々に対する葬儀の運営のように、宗教活動を主たる目的とする活動とまではいえないものの、その活動の副次的効果として教義を広める等の効果を期待して行われているものをいう。

(※4) 「政治団体」とは、①政治上の主義又は施策を推進、支持又は反対することを本来の目的とする団体、②特定の公職の候補者を推薦、支持又は反対することを本来の目的とする団体、③その他、政治上の主義若しくは施策を推進、支持若しくは反対すること、又は特定の公職の候補者を推薦、支持若しくは反対することをその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体をいう。また、こうした団体の活動と密接な関連を有する、政治上の主義又は施策を研究する団体や政党のために資金上の援助をすることを目的とする団体も、本条の「政治団体」に含ま

れる。

また、「政治活動」とは、上記①から③までの活動を行うことであり、「これに付随する活動」とは、労働運動の支援等、それ自体が政治活動とはいえないものの、副次的に政治目的の達成に役立つ活動をいう。

(※5) ただし、法第 57 条第 1 項各号に定める者についても、法第 174 条（個人情報データベース等不正提供罪）は適用される点について留意が必要である。

6 適用の特例（法第 58 条・第 123 条関係）

[新設]

法第 58 条

- 1 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち別表第 2 に掲げる法人については、第 32 条から第 39 条まで及び第四節の規定は、適用しない。
- 2 独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。第 66 条第 2 項第 3 号並びに第 123 条第 1 項及び第 3 項において同じ。）の運営の業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第 32 条から第 39 条まで及び第 4 節を除く。）及

び第 6 章から第 8 章までの規定を適用する。

法第 123 条

- 1 独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第 1 節、第 66 条第 2 項（第 3 号及び第 4 号（同項第 3 号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第 1 項、第 75 条、前 2 節、前条第 2 項及び第 125 条を除く。）の規定、第 171 条及び第 175 条の規定（これらの規定のうち第 66 条第 2 項第 3 号及び第 4 号（同項第 3 号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第 176 条の規定は、適用しない。
- 2 別表第 2 に掲げる法人による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、独立行政法人等による個人情報又は匿名加工情報の取扱いとみなして、第 1 節、第 75 条、前 2 節、前条第 2 項、第 125 条及び次章から第 8 章まで（第 171 条、第 175 条及び第 176 条を除く。）の規定を適用する。
- 3 別表第 2 に掲げる法人及び独立行政法人労働者健康安全機構（病院の運営の業務を行う場合に限る。）についての第 98 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第 18 条若しくは第 19 条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第 20

条の規定に違反して取得されたものである」と、同項第 2 号中「第 69 条第 1 項及び第 2 項又は第 71 条第 1 項」とあるのは「第 27 条第 1 項又は第 28 条」とする。

国の機関である国立大学法人及び医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報の取扱い並びに独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営の業務に係る個人情報の取扱いについては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間の学術研究機関、医療機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。

（※）国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、法別表第 2 に掲げる次の法人等をいう。

沖縄科学技術大学院大学学園

国立研究開発法人

国立大学法人

大学共同利用機関法人

独立行政法人国立病院機構

独立行政法人地域医療機能推進機構

放送大学学園

他方、政府の一部を構成するとみられる独立行政法人等としての特性を踏まえ、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等については、現行の取扱いを維持し、公的部門における規律（法第 5 章第 1 節、第 75 条、第 5 章第 4 節及び第 5 節、第 122 条第 2 項、第 125 条並びに第 6 章から第 8 章まで（第 171 条、第 175 条及び第 176 条を除く。））が適用

される。

(参考) 公的部門の機関、法人等の種別と法第 4 章及び第 5 章の主な適用
関係

	個人情報等の 取扱い等に関 する規律	個人情報フ ァイル簿に 関する規律	開示、訂 正、利用停 止等に関す る規律	匿名加工情 報に関する 規律
国の行政機関	公的部門の規 律 (第 5 章第 2 節)	公的部門の 規律 (第 5 章第 3 節)	公的部門の 規律 (第 5 章第 4 節)	公的部門の 規律 (第 5 章第 5 節)
独立行政法人等	公的部門の規 律 (第 5 章第 2 節)	公的部門の 規律 (第 5 章第 3 節) ※第 75 条のみ		
別表第 2 に掲 げる法人及 び(独)労働者健康安 全機構 (※1、2)	民間部門の規 律 (第 4 章) (※3)			

(※1) 独立行政法人労働者健康安全機構については、病院の運営の
業務に限る。

(※2) これらが行う業務のうち政令で定めるものについては、安全管理措置義務（法第 66 条）、従業者の義務（法第 67 条）及び一定の罰則（法第 171 条及び第 175 条）について、この表にかかわらず、行政機関等に準じた扱いがなされる。（令第 18 条関係）

(※3) 第 2 節中保有個人データに関する事項の公表等（第 32 条）、開示、訂正等及び利用停止等（第 33 条～第 39 条）並びに匿名加工情報取扱事業者等の義務（第 4 章第 4 節）に関する規定は適用が除外される。

7 学術研究機関等の責務（法第 59 条関係）

[新設]

7-1 学術研究機関等の責務（法第 59 条関係）

[新設]

法第 59 条

個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

学術研究機関等（※1）が学術研究目的（※2）で個人情報を取り扱う場合には、当該個人情報の取扱いについて、この法律を遵守するとともに、

学術研究機関等について法律の特例が設けられているものも含め、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

この点、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律のうち、個人情報の目的外利用の制限（法第 18 条）、要配慮個人情報の取得（法第 20 条第 2 項）及び第三者提供の制限（法第 27 条）に関しては、学術研究機関等が学術研究目的で取り扱う必要がある場合について、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限って、事前の本人同意を要しない等の特例が設けられている（※3）。

一方で、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律であっても、利用目的の特定（法第 17 条）、不適正な利用の禁止（法第 19 条）、適正な取得（法第 20 条第 1 項）、利用目的の通知（法第 21 条）及びデータ内容の正確性の確保（法第 22 条）については、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が個人情報取扱事業者である学術研究機関等にも適用されることになる。

また、個人データの安全管理措置に係る規律（法第 23 条から第 26 条まで）、保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求に係る規律（法第 33 条から第 40 条まで）、仮名加工情報取扱事業者等の義務（法第 4 章第 3 節）、匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第 4 章第 4 節）及び民間団体による個人情報の保護の推進に係る規定（法第 4 章第 5 節）についても、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が個人情報取扱事業者である学術研究機関等にも適用されることになる。

(※1) 「学術研究機関等」については、2-18 (学術研究機関等) を参照のこと。

(※2) 「学術研究目的」については、2-19 (学術研究目的) を参照のこと。

(※3) 各規定に関する例外規定については、3-1-5 (利用目的による制限の例外)、3-3-2 (要配慮個人情報の取得) 及び 3-6-1 (第三者提供の制限の原則) を参照のこと。

7-2 学術研究機関等による自主規範の策定・公表

[新設]

大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範に則っているときは、法第 146 条第 1 項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。

ただし、自主規範に則った個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

(参考)

法第 146 条 (第 1 項)

委員会は、前 3 条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

[削る]

8 域外適用 (法第 166 条関係)

法第 166 条

この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

[略]

[【域外適用の対象となる事例】・【域外適用の対象とならない事例】

5 域外適用及び適用除外 (法第 75 条・第 76 条関係)

5-1 域外適用 (法第 75 条関係)

法第 75 条

この法律は、個人情報取扱事業者等が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

[同左]

[【域外適用の対象となる事例】・【域外適用の対象とならない事例】 同

略]

[(※1) ~ (※3) 略]

(※4) 法第 166 条により法の適用を受ける外国事業者が、法に違反した場合には、個人情報保護委員会が指導、助言、勧告又は命令等を行うことができる。

(※5) 日本にある子会社が外国にある親会社に対して従業員の個人データを提供するためには、法第 28 条に従い、本人の同意を取得するなど外国にある第三者に個人データを提供するための措置を講ずる必要がある。詳細については、「外国第三者提供ガイドライン」を参照のこと。

[削る]

左]

[(※1) ~ (※3) 同左]

(※4) 法第 75 条により法の適用を受ける外国事業者が、法に違反した場合には、個人情報保護委員会が指導、助言、勧告又は命令等を行うことができる。

(※5) 日本にある子会社が外国にある親会社に対して従業員の個人データを提供するためには、法第 24 条に従い、本人の同意を取得するなど外国にある第三者に個人データを提供するための措置を講ずる必要がある。詳細については、「外国第三者提供ガイドライン」を参照のこと。

5-2 適用除外 (法第 76 条関係)

法第 76 条

[1・2 略]

3 第 1 項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等（個人関連情報を除く。以下この項において同じ。）の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

9 ガイドラインの見直し

[略]

報道機関（※1）が報道の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合、小説家等が著述（※2）の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合、学術研究機関等が学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合（※3）、宗教団体が宗教活動の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合（※4）及び政治団体が政治活動の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合（※5）は、憲法が保障する基本的人権への配慮から、法第4章に定める個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定は適用されない（※6）。

ただし、上記に定める各主体は、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等（個人関連情報を除く。）の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

[（※1）～（※5） 略]

（※6）ただし、法第76条第1項各号に定める者についても、法第84条（個人情報データベース等不正提供罪）は適用される点について留意が必要である。

6 ガイドラインの見直し

[同左]

10 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容

法第 23 条に定める安全管理措置として、個人情報取扱事業者が具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等を次に示す。

安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも次に掲げる例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらの例示の内容に限られない。

なお、中小規模事業者（※1）については、その他の個人情報取扱事業者と同様に、法第 23 条に定める安全管理措置を講じなければならないが、取り扱う個人データの数量及び個人データを取り扱う従業者数が一定程度にとどまること等を踏まえ、円滑にその義務を履行し得るような手法の例を示すこととする。もっとも、中小規模事業者が、その他の個人情報取扱事業者と同様に「手法の例示」に記述した手法も採用することは、より望ましい対応である。

[(※1) ・ (※2) 略]

7 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容

法第 20 条に定める安全管理措置として、個人情報取扱事業者が具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等を次に示す。

安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも次に掲げる例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらの例示の内容に限られない。

なお、中小規模事業者（※1）については、その他の個人情報取扱事業者と同様に、法第 20 条に定める安全管理措置を講じなければならないが、取り扱う個人データの数量及び個人データを取り扱う従業者数が一定程度にとどまること等を踏まえ、円滑にその義務を履行し得るような手法の例を示すこととする。もっとも、中小規模事業者が、その他の個人情報取扱事業者と同様に「手法の例示」に記述した手法も採用することは、より望ましい対応である。

[(※1) ・ (※2) 同左]

10-1 基本方針の策定

[略]

10-2 個人データの取扱いに係る規律の整備

[略]

10-3 組織的安全管理措置

[略]

10-4 人的安全管理措置

個人情報取扱事業者は、人的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。また、個人情報取扱事業者は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、法第 24 条に基づき従業者に対する監督をしなければならない（3-4-3（従業者の監督）参照）。

○従業者の教育

[略]

10-5 物理的安全管理措置

7-1 基本方針の策定

[同左]

7-2 個人データの取扱いに係る規律の整備

[同左]

7-3 組織的安全管理措置

[同左]

7-4 人的安全管理措置

個人情報取扱事業者は、人的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。また、個人情報取扱事業者は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、法第 21 条に基づき従業者に対する監督をしなければならない（3-4-3（従業者の監督）参照）。

○従業者の教育

[同左]

7-5 物理的安全管理措置

<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p><u>10-6</u> 技術的安全管理措置</p>	<p><u>7-6</u> 技術的安全管理措置</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p><u>10-7</u> 外的環境の把握</p>	<p><u>7-7</u> 外的環境の把握</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>[【付録】 略]</p>	<p>[【付録】 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十条の規定の施行の日から施行する。